2019

学 生 便 覧

（看護学部・別科助産専攻）

—平成31年度入学生用—

沖縄県立看護大学

2019年度　別科助産専攻　　学事暦

学期	項　　目	日　　程
前期	入学式・新入生交流会	４月２日（火）
	新入生ガイダンス・履修ガイダンス	４月２日（火）～５日（金）
	前期授業開始	４月８日（月）
	宿泊オリエンテーション	４月１２日（金）～４月１３日（土）
	履修登録期間	４月１５日（月）～４月１７日（水）
	履修登録修正及び確認	４月１８日（木）～４月１９日（金）
	開学記念日	５月１５日（水）＊休講
	定期健康診断	５月２２日（水）
	慰霊の日	６月２３日（日）＊休講
	実習連絡会議（第１回）	７月９日(火)
	期末試験	７月１６日（火）～７月２３日（火）
	オープンキャンパス	７月２０日（土）　予備日７月２７日（土）
	夏季休業	８月１５日（木）～９月３０日（月）
	第２１回看大祭	９月１４日（土）～９月１５日（日）
	助産実習	８月２６日（月）～１１月１５日（金） ９月２４日（火）～１２月１３日（金）
後期	後期授業開始	１０月１日（火）
	大学院入試　※１	１０月５日（土）
	特別選抜入試（看護学部）　※１	１１月１６日（土）
	推薦選抜・社会人特別選抜・県内看護学校推薦入試（別科助産専攻）※１	１１月１６日（土）
	冬季休業	１２月２５日（水）～１月７日（火）
	助産研究発表会	１月８日（水）
	ウイメンズ・ヘルス実習	１月１４日（月）～１月２４日（金）
	大学入試センター試験　※２	１月１８日（土）～１月１９日（日）
	離島実習	１月２０日（月）～１月２４日（金）
	一般選抜入試（別科助産専攻）　※１	２月４日(火)
	大学院入試（２次）　※１	２月１５日(土)
	一般選抜入試（前期・看護学部）　※１	２月２５日（火）
	実習連絡会議（第２回）	３月３日(火)
	一般選抜入試（後期・看護学部）　※１	３月１２日（木）
	修了記念講演	３月１３日（金）
	修了式	３月１５日（日）
	春季休業	３月１５日（日）～３月３１日（火）

※１　入試準備のため、前日は午後1時より教育管理棟立入禁止となります。

※２　センター試験のため、前日は終日大学敷地内立入禁止となります。

目　　次

【 看 護 学 部 】

1　本学の概要

(1) 教育の理念 …… 1

(2) 教育目標 …… 1

(3) 教育課程の編成 …… 1

(4) 修業年限・入学定員・卒業後の資格 …… 2

(5) 入学受入方針 …… 3

(6) 学位授与方針 …… 3

2　本学の組織 …… 5

3　教育課程

(1) 履修要領 …… 6

(2) 授業科目一覧 …… 10

(3) 授業科目の年次配置 …… 13

(4) 授業科目の概要 …… 14

(5) 履修登録について …… 23

(6) 助産師国家試験受験資格関連科目履修者の選考について …… 25

(7) 教員一覧 …… 26

4　諸規程（学部学生用）

(1) 沖縄県立看護大学履修規程 …… 28

(2) 沖縄県立看護大学再入学規程 …… 49

(3) 既修得単位の認定に関する運営要領 …… 50

(4) 沖縄県立看護大学学生表彰取扱要領 …… 53

【 別 科 助 産 専 攻 】

1　別科助産専攻の概要

(1) 別科助産専攻開設の主旨 …… 55

(2) 受け入れ方針 55
(3) 教育目標 55
(4) 教育課程の編成 55
(5) 修業年限・入学定員・修了後の資格 56
2　本学の組織 57
3　教育課程
(1) 履修要領 58
(2) 授業科目一覧 61
(3) 授業科目の概要 62
(4) 履修登録について 63
(5) 実習の概要 65
(6) 教員一覧 66
4　諸規程（別科助産専攻　学生用）
(1) 沖縄県立看護大学別科助産専攻履修規程 68
【　共　通　】
1　学生生活
(1) 学生生活 75
(2) 各種証明手続など 76
(3) 授業料 78
(4) 健康管理 78
(5) 学生相談 79
(6) 課外活動 80
(7) アルバイト 80
(8) 進路（進学・就職）相談 80
(9) ノートパソコンの貸与 80
(10) その他 80
2　修学資金等

(1) 奨学金 81
(2) 沖縄県看護師等修学資金 82
(3) 授業料の減額免除 84
3　附属図書館の利用
(1) 開館及び休館 85
(2) 利用方法 85
(3) 図書の配架 86
(4) 文献複写 86
(5) レファレンスサービス 86
(6) 図書館間相互協力 87
(7) 情報検索 87
(8) グループ学習室 88
(9) 個室の利用 88
(10) リクエスト図書 88
(11) 指定図書 89
(12) ラーニングコモンズ 89
(13) 図書館利用上の注意 89
4　暴風時の授業の取扱いについて 90
5　学生関係規程（学部学生・別科助産専攻学生共通）
(1) 沖縄県立看護大学条例 91
(2) 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例 92
(3) 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則 97
(4) 沖縄県立看護大学学則 101
(5) 沖縄県立看護大学学生規程 117
(6) 沖縄県立看護大学学生健康管理規程 139
(7) 沖縄県立看護大学附属図書館運営規程 141
6　学内案内図 147

【別科助産専攻】

1　別科助産専攻の概要

（1）別科助産専攻開設の主旨

沖縄県の新生児死亡率や周産期死亡率、死産率は全国平均と比較し高率であることから、本島内に 2 か所の高度周産期医療を担うセンターが開設され、母子医療の改善が図られている。しかし、マンパワー不足に起因する問題が発生している。それは産婦人科医師の不足による公立病院産科の閉鎖や存続の危機、産科病院や診療所の助産師不足による助産及び母子へのケア提供不足の状況である。さらに多くの有人離島を抱える本県では、離島妊産婦へも必要な母子保健医療の提供が求められている。

これまで、本県の産科施設では正常・異常に関わらず妊産婦管理は医師が中心的役割を担っていたが、産婦人科医師の不足により、今後は正常な妊産婦褥婦の保健管理・助産には助産師の主体的参加が期待されている。

（2）受け入れ方針

本学の教育理念と目標達成の実現に向けて、次のような資質と能力、意欲を持った学生を受け入れます。

1．人の生命と健康に関心を持ち、沖縄県の母子保健医療・助産に貢献したいという意欲を持っている者
2．離島・過疎地域の母子保健医療に関心を持ち、助産師免許取得後は一定期間その地域の母子保健医療に従事する意欲のある者
3．主体的に学ぶ能力を有し、課題解決に向けて努力できる者
4．本学の教育方針に従い、規則を遵守し、学業に専念できる者

（3）教育目標

1．沖縄県の抱える母子保健の課題に応じ、母子の健康を守るとともに、現状を改善する能力を養う。
2．ライフサイクル各期の女性に対し、母性保健の視点から健康の保持増進の援助ができる能力を養う。
3．助産師として自律するとともに、他職種との連携やチームアプローチを通し、専門職業人として沖縄県の母子保健医療に貢献できる能力を養う。
4．科学的根拠に基づいた助産ケアが提供できるよう自らを教育できる能力を養う。

（４）教育課程の編成

別科助産専攻は助産教育の体系を「コア科目」「関連科目」「研究」の 3 つの科目群で構成している。

「コア科目」は助産を実践していくための知識、技術を学習する科目群であり、その中には本県の母子保健の現状や課題を追求する内容も含まれている。さらに、それらの学びを実践するための臨地実習が展開されている。

「関連科目」は「コア科目」を補完する科目群として位置づけられている。

「研究」は助産学に広く関連した課題を追求するための科目群である。

区分	授業科目
コア科目	助産学概論、基礎助産学、基礎助産学演習、 助産診断・技術学、助産診断・技術学演習、ウィメンズ・ヘルス、 地域母子保健、地域母子保健演習、助産管理学、 助産実習、ウィメンズ・ヘルス実習、離島実習
関連科目	生命倫理、健康教育論演習、保健情報学演習
研究	研究への導入、助産研究

（5） 修業年限・入学定員・修了後の資格

別　科	修業年限	入学定員	収容定員	修了後の資格取得
助産専攻	１年	２０人	２０人	助産師国家試験受験資格 受胎調節実地指導員申請資格

大学運営組織

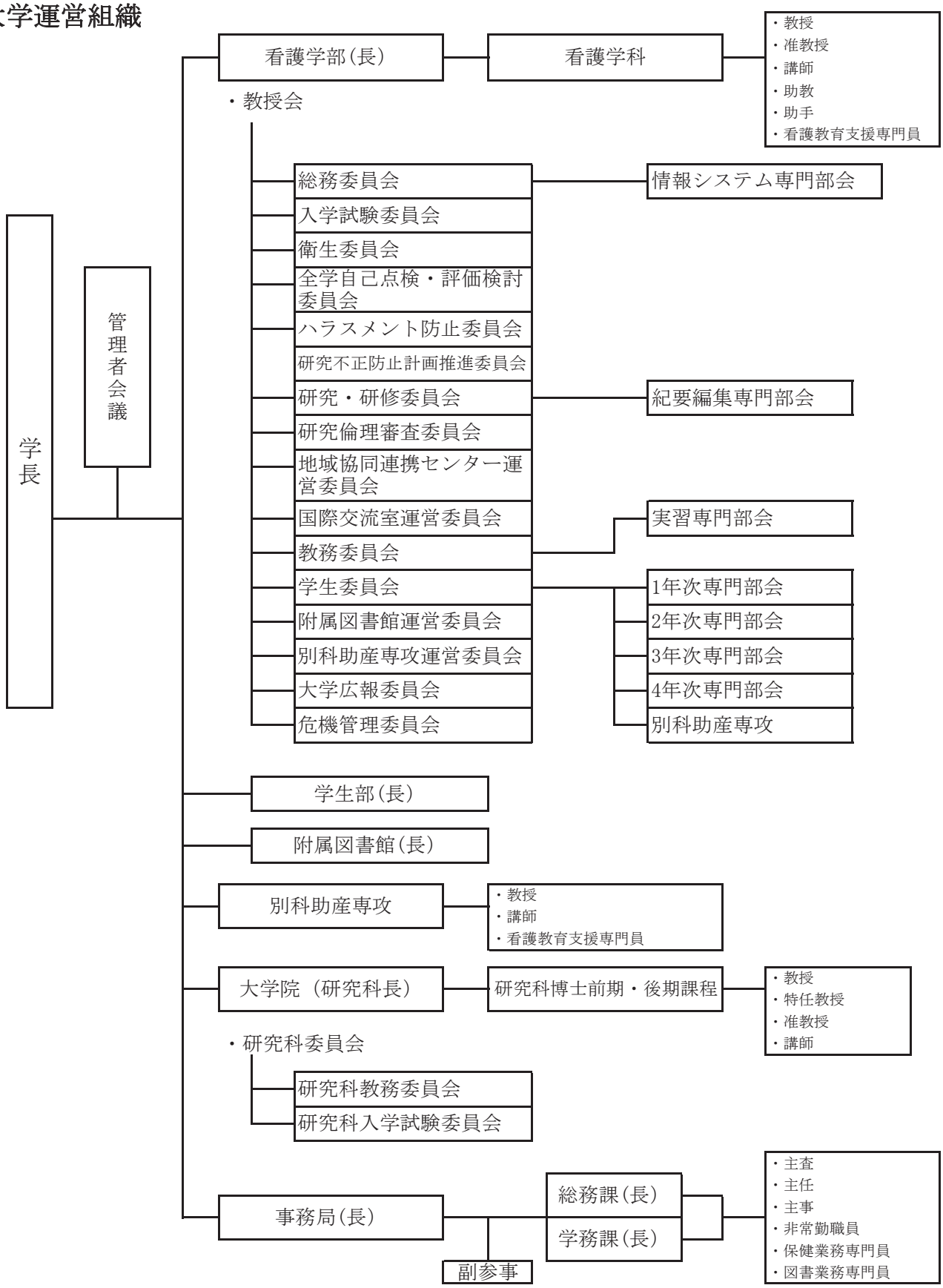

業務の内容

総　務　課	庶務、経理及び施設管理などの事務を担当します。
学　務　課	学生の生活全般の支援や福利厚生などの事務を担当します。 授業、試験、時間割など教務事務を担当します。
附属図書館	図書、雑誌、文献などの収集・保管・閲覧・貸出などの事務を担当します。

３　教育課程

（１）　履修要領

ア　学年について

学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日で終わります。本学では、学年を次の２期に分けています。

前　期　：　４月１日～９月３０日
後　期　：１０月１日～３月３１日

イ　授業時間

時 限	授業時間
１時限	8:40～10:10
２時限	10:20～11:50
３時限	12:40～14:10
４時限	14:20～15:50
５時限	16:00～17:30

ウ　単位について

授業科目は、内容により授業形態を「講義」・「演習」・「講義・演習」・「実習」に分類しています。

授業科目の単位数は、１単位４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。したがって、本学では学則第 28 条に示すとおり、授業形態によって１単位当たりの時間数を次のように定めています。

講　義　：１５時間をもって１単位とする。
演　習　：３０時間をもって１単位とする。
実　習　：４５時間をもって１単位とする。

各授業科目の単位数は、授業科目一覧（表１）に示す通りです。

授業科目は年間を通して開講する科目と、前期あるいは後期のみの開講で完結する科目があります。履修の際は注意して下さい。

エ　単位の認定について

履修した授業科目の単位の修得は、その授業科目の試験結果及び出席状況などから総合的に判断され、所定の単位が与えられます。オムニバスの単位認定は、科目

責任者がオムニバス分担者の評価を総合して行います。なお、シラバスに記載されている評価方法の項目欄を注意して見て下さい。

(1)　試験の実施方法

全ての授業科目について、履修の習熟度を評価するために、原則として期末試験を行います。ただし、授業科目により口述、レポート、論文、実技等により評価し、期末試験を行わない科目もあります。

(2)　試験の実施

本学では試験期間を設けており、実施時期はおおむね下記のとおりです。なお、科目によっては日程が異なる場合がありますので、担当教員の指示にしたがって下さい。

前期試験	７月中旬

(3)　受験資格

a　履修登録をしていること

b　出席時間数が授業時間数の２／３以上であること（履修規程第 6 条の 2）

(4)　追試験

a　病気その他やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合、願い出により理由等を認められた場合に限り、追試験を受けることが出来ます。

b　追試験を受けようとする学生は、試験終了後１週間以内に欠席理由を証明するもの（診断書等）を添え、「追試験願」を学務課に提出して下さい。

(5)　再試験

試験の結果不合格となった場合、原則として再試験は行いません。ただし、担当教員が必要と認めた場合に限り再試験を行うことがあります。再試験の評価は「Ｃ」又は「Ｆ」となります。

(6)　試験心得

試験を受けるときは、以下の注意事項を必ず守って下さい。

ａ）試験の際は監督者の指示に従って下さい。

ｂ）学生証を机の上に置くこと（試験当日、学生証を忘れた場合は学務課に申し出て、仮身分証明書の交付を受けること）。

ｃ）遅刻入室は、試験開始後２０分までは認めます。

ｄ）退室は、試験開始後３０分を経過しなければ許可されません。

ｅ）試験で使用許可された所持品以外は、机の上、中に置かないこと。

ｆ）携帯電話は電源を切り、時計等の代わりに使用しないこと。

ｇ）不正行為をした者は、当該学期中の受験資格は無かったものとみなし、当該学期に履修した科目の成績は無効とします。

(7)　成績

履修した授業科目の単位の修得はその科目の試験結果等によって判定され、合格した場合にその授業科目の所定の単位が与えられます。

点数をもって評価する場合には科目毎に次のように評価されます。

評　語	評　価	判　定
S	９０～１００点	合　格
A	８０～　８９点	
B	７０～　７９点	
C	６０～　６９点	
F	５９点以下	不合格

オ　修了要件について

別科助産専攻を修了するために修得しなければならない単位数は、31 単位以上です。

修了に必要な単位内訳

	必修科目	選択科目	計
コア科目	２６単位	１単位以上	２７単位以上
関連科目	１単位	１単位以上	２単位以上
研　究	２単位		２単位
合　計	２９単位	２単位以上	３１単位以上

カ　修了時の資格取得について

必修科目及び指定された選択科目単位数を修得し、修了認定を受けた学生は、助産師国家試験受験資格・受胎調節実地指導員申請資格を得ることができます。

（２）**授業科目一覧**（必修・選択の別、単位数）　　表１

区分	授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択	時間数	履修方法及び修了要件
コア科目	助産学概論	1		15	必修 26 単位 ＋ 選択 1 単位以上
	基礎助産学	2		30	
	基礎助産学演習	2		60	
	助産診断・技術学	2		30	
	助産診断・技術学演習	3		90	
	ウィメンズ・ヘルス	2		30	
	地域母子保健	1		15	
	地域母子保健演習	1		30	
	助産管理学	2		30	
	助産実習	10		450	
	ウィメンズ・ヘルス実習		1	45	
	離島実習		1	45	
関連科目	生命倫理	1		15	必修 1 単位 ＋ 選択 1 単位以上
	健康教育論演習		1	30	
	保健情報学演習		1	30	
研究	研究への導入	1		15	必修 2 単位
	助産研究	1		30	
合　　計		29	4		必修 29 単位 ＋選択 2 単位以上
修了要件		31 単位以上			

（３）授業科目の概要

表２

区分	授業科目	単位数		概　　要
		必修	選択	
コア科目	助産学概論	1		助産に関するものとして助産の本質・意義、助産並びに助産師の歴史を、また助産の対象者に関するものとして妊産婦や家族の理解、母性・父性を育む支援を、さらに母子保健医療の構造に関するものとしてチーム医療や関係機関との調整・連携について学習する。
	基礎助産学	2		助産活動を行う基礎として妊産婦の生理的変化や正常からの逸脱、乳幼児の成長発達、ハイリスク新生児について学習する。
	基礎助産学演習	2		胎児心拍モニタリングの判読、妊産婦・胎児の超音波画像判読、乳幼児の成長・発達、母乳育児支援について学習する。
	助産診断・技術学	2		妊娠・分娩・産褥の診断、新生児の診断を行うための基礎理論を学習する。
	助産診断・技術学演習	3		妊娠・分娩・産褥の診断、新生児の診断の基礎理論に基づいた援助技術を演習する。援助技術には妊婦・産婦・褥婦のヘルスアセスメントや分娩介助技術、新生児蘇生法及び、コミュニケーションスキル等を含む。
	ウィメンズ・ヘルス	2		思春期から老年期までを含む女性のライフサイクル各期の健康に関する多様な問題に対して援助できるよう知識と技術を学習する。主な内容は、女性のライフサイクル各期に起りやすい疾患とその治療、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、不妊症、STD 等である。
	地域母子保健	1		地域で生活する母子の健康問題、活用できる社会資源、離島を多く抱える本県における母子保健の課題、離島の母子保健の現状を学習する。
	地域母子保健演習	1		都市や離島の母子保健の現状を理解するため事例やフィールドの分析、さらにフォーマル及びインフォーマルな援助機関等の内容を学習する。
	助産管理学	2		助産所・診療所及び産科病棟の管理運営、周産期の医療事故と予防対策、連携と協働の実際について学習。さらに災害時の助産管理のあり方、関係法規について学ぶ。
	助産実習	10		病院・診療所において妊婦の健康診査及び分娩介助実習、分娩介助した母子を退院まで受け持ち健康診査や保健指導を中心とした援助を行う。又、両親学級等の企画をし、それに基づいて実践する。さらに助産管理の実際を学ぶ。
	ウィメンズ・ヘルス実習		1	女性のライフサイクル各期の疾患やその治療、不妊治療等の行われている場で実習し、ウィメンズ・ヘルスの向上のために助産師として必要な知識・技術・態度を学習する。
	離島実習		1	離島の母子保健医療の現状と課題を把握し、地域の母子保健を推進するための健康教育（母乳育児支援・育児相談を含む）を実施する。
関連科目	生命倫理	1		妊娠や出産、生殖医療の進歩に関連した生命倫理を学習する。
	健康教育論演習		1	妊娠期の健康増進及び産褥期の保健や育児に関する指導が効果的に実践できるための理論的基礎を学び、さらに指導案・教材作成をしプレゼンテーションを行う。
	保健情報学演習		1	保健・医療・看護で生産される情報の種類及び PC 活用による情報へのアクセス法を学習する。
研究	研究への導入	1		研究の基礎を学習する。
	助産研究	1		自主テーマでの文献研究を実施。又、分娩介助事例の助産実践を分析し、事例研究としてまとめる。

（４）履修登録について

授業科目の単位を修得するためには、各年度のはじめに、履修しようとする授業科目を登録しなければなりませんので、以下の内容を熟読してよく理解して下さい。

ア　履修登録スケジュール

日　　程	項　目	具体的内容
４月　２日 ～５日	履修 ガイダンス	・学務課よりガイダンスを行う ・履修登録に必要な書類等の配付
４月　８日 ～１２日	履修科目 の検討	・学生便覧、シラバス、時間割等を参考にしながら年間計画を立てる ・選択科目の決定
４月１５日 ～１７日	履修登録	・履修届を学務課に提出
４月１８日 ～１９日	履修登録確認 及び修正手続	・「履修科目登録内容」で登録の確認 ・登録した科目が正式登録されていない場合は、修正手続きを行う

※履修手続きは各学年のはじめに前期・後期一括で行います。

※履修登録を行った科目については、履修準備期間の出席は授業出席回数の１回として数えられます。

イ　履修登録手続き

（ア）履修ガイダンス

a　登録関係書類の配付

(a)　時間割　(b)　履修届と学生用控え　(c)　履修届記入上の注意

b　学務課よりガイダンスを行います。

（イ）履修科目の検討

学生便覧（授業科目一覧）、シラバスを参考にして、年間計画を立てて下さい。

（ウ）履修届の提出

a　履修届は履修届記入上の注意などをよく読み丁寧に記入して下さい。また、科目コードも間違いのないように記入して下さい。

b　学務課へ「履修届」を提出した後は、新たな科目の追加、別の科目へ

の変更など「履修届」の内容変更は認められません。また、記入もれや登録を忘れた場合などの修正についても認められません。

履修したい授業の履修登録が行われず、単位の修得ができないことがありますので、よく確認の上「履修届」を提出して下さい。

c　履修届は履修登録受付期間を厳守し、学務課へ提出して下さい。

（エ）履修登録確認及び修正手続き

a　個人別の履修登録内容を記載した「履修科目登録内容」を学務課で配付します。自分が申告した授業科目が「履修科目登録内容」に正しく登録されているか確認して下さい。

b　履修登録に関することで、掲示板を通じて呼び出しをする場合がありますので、掲示板を注意してみるようにして下さい。

c　自分が申告した授業科目が「履修科目登録内容」に正しく登録されていない場合は、修正手続き期間内に「履修科目登録内容」を持参の上、学務課で修正手続きを行って下さい。

なお、修正事項は学務課で認められた場合のみ有効となりますので注意して下さい。

（オ）履修登録の承認

上記手続き終了後、授業科目は履修登録が承認されます。

ウ　履修登録上の注意

（ア）履修及び具体的な履修登録の方法については、オリエンテーション期間にガイダンスを行います。

（イ）所定の期日までに履修登録を行わなかった場合は、その科目を受講することができません。

（ウ）一度登録した授業科目の変更は原則として出来ませんので、履修登録に際しては慎重に履修計画を立ててください。

（エ）履修登録をせずに授業を受けても、その授業科目の単位は取得できません。

（５）実習の概要

ア　臨地実習

科　目　名	時　　期	内　　容	実　習　施　設
助産実習	後期10月～12月 （12週間） ※一部8月から 開始	・継続事例（2例） ・分娩介助（10例） ・妊婦の健康診査とケア ・産婦の健康診査とケア ・褥婦の健康診査とケア ・新生児の健康診査とケア ・妊婦・褥婦を対象とした 集団指導 ・帝王切開術の見学 ・助産管理の実際の見学	糸数病院 うえむら病院 沖縄協同病院 沖縄県立中部病院 沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター 沖縄県立八重山病院 沖縄赤十字病院 名城病院 那覇市立病院 ハートライフ病院
	後期1月 （2日間）	・ハイリスク新生児の看護	沖縄県立中部病院 沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター
ウィメンズ・ ヘルス実習	後期1月 （1週間）	・婦人科疾患および不妊症を かかえる女性への看護	うえむら病院 沖縄県立中部病院 沖縄赤十字病院 空の森クリニック 豊見城中央病院
離島実習	後期1月 （1週間）	・離島の母子保健の現状と 課題の学習	久米島町役場 公立久米島病院 子育て支援センターにじのひろば

（施設名は五十音順）

実習は、実習目的に応じて担当教員と実習先との調整を行い実施します。その際、学生は学長に「実習に関する誓約書」により誓約します。

また、事故発生時には「事故発生連絡網」に基づき速やかに対処を行うとともに、学生及び担当教員はインシデントレポート（学生用・教員用）を学長に提出します。

（６）教員一覧

学長　嘉手苅　英子

（ア）専任教員

氏　　名	職　名	担当科目
園生　陽子	教　授	コア科目、関連科目、研究
大城　早苗	講　師	
宮國　友美	講　師	
玉城　聡子	講　師	

（イ）兼担教員

氏　　名	職　名	担当科目
金城　芳秀	教　授	研究への導入、保健情報学演習
渡久山　朝裕	准教授	生命倫理、保健情報学演習、助産診断・技術学演習

（ウ）非常勤講師（五十音順）

氏　　名	所属・職名	担当科目
上里　とも子	沖縄県南部保健所　地域保健班長　班長	地域母子保健
大城　洋子	かみや母と子のクリニック　師長	助産管理学
大田　さつえ	沖縄協同病院　師長	助産管理学
喜久山　仁美	助産師	助産診断・技術学演習
金城　房枝	沖縄県保健医療部地域保健課　地域保健班班長	地域母子保健
桑江　喜代子	沖縄県助産師会　会長　母子未来センター長	助産管理学
小橋川　壽賀子	沖縄赤十字病院　科長	助産管理学
佐久本　薫	沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター　院長	基礎助産学
新嘉喜　映佳	沖縄県立中部病院　小児科医師	助産診断・技術学演習
新屋　吾由美	株式会社茉莉花　代表取締役	助産診断・技術学演習
須藤　宏恵	かみや母と子のクリニック	助産学概論
高江　雅美	沖縄県立中部病院 新生児集中ケア認定看護師	助産診断・技術学、 助産診断・技術学演習
照屋　清子	助産師	助産学概論、地域母子保健演習
照屋　美智代	うるま市役所　助産師	基礎助産学演習
當間　紀子	沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター	基礎助産学
徳永　季子	空の森クリニック　師長　不妊認定看護師	ウィメンズ･ヘルス
長嶺　百合子	糸満市役所　健康推進課　課長	地域母子保健
南風原　千代利	助産師	基礎助産学演習
浜崎　盛康	元琉球大学法文学部　教授	生命倫理
富名腰　清子	助産師	基礎助産学演習
前田　すぎの	沖縄県立中部病院　師長	助産管理学
真喜屋　智子	沖縄県立中部病院　小児科医師	助産診断・技術学演習
マッカンキー・ 宮城りょう子	助産師	助産診断・技術学演習
宮城　邦海	沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター	助産診断・技術学
宮里　直美	沖縄県助産師会 母子未来センター　助産師	地域母子保健
吉秋　研	沖縄赤十字病院　非常勤医師	助産診断・技術学演習
涌谷　桐子	沖縄県立宮古病院　非常勤医師	基礎助産学、基礎助産学演習、 ウィメンズ･ヘルス

４　諸規程（別科助産専攻学生用）

（１）沖縄県立看護大学 別科助産専攻 履修規程

（平成 20 年 2 月 20 日）
［沿革］（平成 24 年 2 月 15 日改正）
（平成 27 年 3 月 18 日改正）

（趣旨）

第１条　この規程は、沖縄県立看護大学学則第 48 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目等）

第２条　授業科目の種類、必修・選択の別、単位数等は、別表１のとおりとする。

（履修登録）

第３条　学生は、授業開始後２週間以内に履修届（様式第１号）を学長に提出しなければならない。

２　学長は、前項の届出を適当と認める場合は、履修の登録を行うものとする。

（履修登録の変更）

第４条　前条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、前条第１項に規程する期限の日から１週間以内に限り、変更又は取り消しの届出をすることができる。

（履修の禁止）

第５条　次に掲げる場合は、該当する授業科目を履修することはできない。

（１）第３条の登録をしていない授業科目がある場合

（２）実習科目について、教務委員会が指定する感染症に対し、抗体を持っていない、又はワクチン接種を終了していない場合。ただし、やむを得ない特別な理由により予防接種が受けられない場合で別科助産専攻運営委員会の承認を得た場合はその限りではない。

（試験）

第６条　単位取得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業について、筆記、口述、実技又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

２　授業の出席時間数が、当該授業科目の全時間数の３分の２に満たない学生は、前項の試験を受けることができない。

（成績）

第７条　授業科目の成績は、前条の試験、出席及び学習状況等を総合的に判断して決定する。

２　成績評価の基準は、次のとおりＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＦの評語で表し、Ｓ、Ａ、Ｂ、及びＣを合格として所定の単位を与える。

評　　語	評　　価
S	９０点 ～１００点
A	８０点 ～　８９点
B	７０点 ～　７９点
C	６０点 ～　６９点
F	５９点以下

３　成績評価に関し、不服のある者は、成績確定後１週間以内に成績評価不服申し立書（様式第２号）を学務課に提出する。

（追試験）

第８条　疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

２　前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後１週間以内に学長に追試験願（様式第３号）を提出しなければならない。

（再試験）

第９条　前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

（不正行為）

第 10 条　試験において不正行為をした者は、当該期末試験期間中の当該科目以降の受験資格は無かったものとみなし、当該科目以降に受験した科目成績は無効として処理する。

（修了に必要な単位数）

第 11 条　別科助産専攻の修了に必要な単位数は別表２に定めるとおり 31 単位以上とする。

（委任）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

別表１

沖縄県立看護大学　別科助産専攻

授業科目一覧

区分	授　業　科　目	単位数		時間数	履修方法及び修了要件
		必修	選択		
コア科目	助産学概論	1		15	必修 26 単位 ＋ 選択1単位以上
	基礎助産学	2		30	
	基礎助産学演習	2		60	
	助産診断・技術学	2		30	
	助産診断・技術学演習	3		90	
	ウィメンズ・ヘルス	2		30	
	地域母子保健	1		15	
	地域母子保健演習	1		30	
	助産管理学	2		30	
	助産実習	10		450	
	ウィメンズ・ヘルス実習		1	45	
	離島実習		1	45	
関連科目	生命倫理	1		15	必修1単位 ＋ 選択1単位 以上
	健康教育論演習		1	30	
	保健情報学演習		1	30	
研究	研究への導入	1		15	必修２単位
	助産研究	1		30	

別表２（第１１条関係）

修了に必要な単位数

	必修科目	選択科目	計
コア科目	２６単位	１単位以上	２７単位以上
関連科目	１単位	１単位以上	２単位以上
研　究	２単位		２単位
合　計	２９単位	２単位以上	３１単位以上

様式第1号

※HBの鉛筆で記入すること。
※訂正は消しゴムできれいに消し、消し屑を残さないこと。
※折り曲げたり、汚したりしないこと。

年度・学期	平成□□年度 前期 後期

※学籍番号は枠内に右ずめで丁寧に記入すること

履修届

学籍番号	□□□□□□	氏　　名	
所　　属	（　　年次）	学生担当教員	

科目番号	クラス	取消	科　目　名	担当教員氏名	教員署名欄	取消署名
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				
□□□□□	□□	取消				

※登録後の取消は、取消欄に 取消 の記入をし、取消承認を担当教員からえること。

様式第２号

提出年月日　　平成　　年　　月　　日

成績評価不服申立書

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

現評価

下記の成績評価の再確認をお願いいたします。

科目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由：

教員回答欄（該当番号に○をつける）

訂正評価

１．現成績のとおり

２．右記のとおり訂正する

理由：

教員署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

成績評価の確認

評価された成績について疑問のある学生は、成績配布後1週間以内に所定用紙の「成績評価不服申立書」を提出するものとする。

様式第３号

追　試　験　願

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学部

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、次のとおり追試験を受験したいので許可願います。

１　理　由

（注）証明書添付

２　科目名

科　目　名	実　施　日	科目責任者 承認印

【共　　通】

1　学生生活

学務課では学内外における学生生活を充実したものにするため、学生の諸活動に助言及び学生の福利・厚生の業務を行っています。学務課は学生生活に関する大学の窓口なので、遠慮なくご相談下さい。

（1）学生生活

ア　学生窓口の受付時間

本学の学生窓口の受付時間は、以下のとおりです。

・平日　8:30～17:15 （土・日・祝祭日は閉鎖）

＊緊急事態がおこった場合

窓口時間終了後、学内において事故・火災・病気など緊急事態が起こった場合、守衛室に連絡して下さい。

＊学外からの呼び出しについて

学外からの呼び出しは、緊急の場合以外は一切取り次ぎません。

イ　掲示板

大学からの連絡・伝達はすべて掲示板に掲示します。

掲示した事項はすべて伝達できたものとして取扱いますので、掲示板には最大の注意を払うようにして下さい。

掲示を見なかったために、不都合が生じる結果となることがありますので、注意して下さい。

登下校時には、必ず掲示板を見る習慣を身につけましょう。

＊掲示内容

・規則などの公示
・大学行事に関すること
・教務に関すること（休講、補講、試験、時間割変更等）
・各種奨学金、授業料免除、国家試験等
・学生個人の呼び出し
・催し物案内
・就職、求人情報　など

ウ　自動車（バイク）による通学について

本学では学生のための自動車用の駐車場はありません。ただし、バイクの駐車は一部できます。通学はバス等の公共機関をご利用下さい。

エ　休日の入棟手続きについて

休日に教育管理棟及び研究福利棟に入棟する際は、必ず守衛室で受付して下さい。

オ　敷地内禁煙について

大学の敷地内は全面禁煙です。厳守して下さい。

（２）各種証明手続など

次の届・願出は、書類を学務課に提出して下さい。

各種証明書等の交付は、原則として申込日の翌日の午後に行います。

ただし、金曜日の申し込みは、月曜日の午後の交付となります。

なお、電話による請求は、一切受け付けません。

ア　各種証明書

事　　項	摘　　要	提出書類
学　生　証	○学生証を紛失し、又は汚損した場合には提出のこと ○卒業、退学、除籍、処分等により学籍を離れる場合は返却すること ○再交付手続には、写真(縦3cm×横2.5cm)一枚を添えること	学生証再発行願
在学証明書 成績証明書 卒業(見込) 証明書など	○所要事項は必ず記入すること ○使用目的・提出先は具体的に記入すること ○日数がかかる場合があるので早めに申し込むこと	諸証明書交付願

イ　各種届・願出

事　　項	摘　　要	提出書類
欠席について	○病気及び怪我により授業を７日以上欠席しようとするとき（診断書添付） ○学校保健安全法に規定された疾患により欠席しようとするとき（診断書添付） ※欠席日数に関わらず提出すること	欠　席　届
保証人の変更	○保証人を変更したとき	保証人変更届
保証人の住所変更	○保証人の住所が変更したとき	保証人住所変更届
入学時に提出した身上調書及び住所の変更	○入学時に提出した身上調書の内容が変更になったとき	異　動　届
	○住所・連絡先等が変更したとき	住所変更届

事　　項	摘　　要	提出書類
休学について	○病気その他やむを得ない理由により２ヶ月以上修学することができない場合は、所定の用紙に保証人連署で記入の上、担当教員の認印をうけて、休学しようとする月の１ヶ月前には願い出ること (病気・けが等の場合は医師の診断書添付)	休　学　願
復学について	○所定の用紙に保証人連署の上、担当教員の認印をうけて、復学する月の１ヶ月前には願い出ること (病気・けが等休学者は医師の診断書添付)	復　学　願
退学について	○やむを得ない理由で退学する場合は所定の用紙に保証人連署で記入の上担当教員の認印をうけて、退学する月の１ヶ月前には願い出ること	退　学　願
遺失物・拾得物について	○学内で物品を遺失、拾得したときは届け出ること（※拾得物の保管期間は３ヶ月）	遺失物・拾得物届
紛失・盗難について	○学内で物品、金銭等を紛失、盗難にあったときは届け出ること	紛失・盗難届
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	○「帰省」「正課の教育活動」「正課外の教育活動」「就職又は進学のための受験等」「保護者の旅行への随行」等を目的とし、100kmを超える区間　ＪＲに乗車する際に運賃が割引になる制度です。 ○有効期間は発行日から３ヶ月以内	学生割引証交付願
海外への渡航	○海外へ渡航するとき ＊事前に学務課へ「海外渡航届」を提出して下さい。	海外渡航届

ウ　課外活動に関すること

事　　項	摘　　要	提出書類
団体結成・変更・解散について	○学生が学内において団体を結成・変更・解散しようとするとき ＊団体は毎年５月末日までに役員及び部員名簿を学生部へ提出しなければならない。提出しないときは解散したものとみなす。	団体結成・変更・解散承認願
学内掲示について	○学内においてポスター、立看板等を掲示しようとするとき	掲示物貼示届

事　　項	摘　　要	提出書類
学内での行事、集会について	○学内において行事、集会を行いたいとき	集　会　承　認　願
施設等の使用	○授業以外の目的で体育施設その他学内の施設を使用するとき ＊事前に使用願を提出して、許可を得ること。	施　設　使　用　願

（３）授業料

ア　授業料の額

区　　分	金　　額	納付期限
前 期（ 4/1～9/30）	267,900円	４月30日
後 期（10/1～3/31）	267,900円	10月31日

イ　授業料の納付方法

納入通知書により最寄りの金融機関において納付して下さい。

前期分は４月中旬までに、後期分は１０月中旬までに本人あてに納入通知書を郵送します。各期の納付期限に遅れないように注意して下さい。

（一年分を一括払いもできますので、学務課に相談して下さい。）

なお、休学する際は前期が３月末日まで、後期が９月末日までに大学から許可を得ないと授業料が発生します。

（注）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない学生は、除籍になります。

（４）健康管理

より豊かな学生生活を送るためには、心身の健康が大切です。健康状態について心配事があれば、教員、保健室の職員が相談に応じますので気軽に相談して下さい。

ア　定期健康診断

学校保健法に基づき、毎年１回の定期健康診断がありますので、必ず受診して下さい。

定期健康診断の結果は、後日個人に通知します。

イ　応急処置

学内で気分が悪くなったり、けがをしたときには、早急に保健室、または学務課に連絡して下さい。

保健室利用に際しては、直接保健室へ申し出て下さい。

ウ　健康相談

健康に関する悩み等があるときは、学校医による健康相談の他、保健室に健康管理担当者がいますので、気軽に相談して下さい。個人のプライバシーは、守られます。

エ　臨床実習に伴う予防接種について

本学では１年次から病院や地域の施設等で、見学や実習が行われます。実習先の病院等では、患者等保護の観点から予防接種を受けることが実習受け入れの条件となっています。

学生自身が感染を受けないためにも、また、感染源にならないためにも、入学までに感染性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎）の抗体価検査および予防接種を行い、入学後、所定の日までに「抗体価検査結果および予防接種記録」を保健室（または学務課窓口）に提出することになっています。

なお、インフルエンザの予防接種は、流行に備えて毎年行うことになっていますので、掲示版等で保健室からの案内を確認し、適時接種して下さい。

都合により、「抗体価検査結果および予防接種記録」提出後に追加して予防接種を受ける場合は、保健室で「抗体価検査結果および予防接種記録」を受け取り、接種後再提出して下さい。

なお、「抗体価検査結果および予防接種記録」は抗体価検査および予防接種実施の証明となりますので、必ず医療機関の証明をもらって下さい。

オ　保険について

下記保険は、学生が教育研究活動中（正課の授業中、大学主催行事参加中、課外活動中、実習中等）や、通学中等に発生した事故に対応できる保険です。

本学は、入学時に全員が加入することとしています。なお、補償対象となる事由が発生した時は、速やかに学務課に連絡して下さい。

「Ｗｉｌｌ」（日本看護学校協議会共済会）

カ　健康保険証

学内外での傷病に備えて、健康保険証(国民健康保険証など)あるいはそのコピー（名称・記号・番号の控えをとったもの）を、常に携帯して下さい。

合宿・試合等の課外活動参加者は、必ず健康保険証を携帯して下さい。

なお、親元を離れて暮らしている学生は「遠隔地被扶養者証」の交付を受け、常に携帯して下さい。

（５）学生相談

充実した学生生活を送るために、いろいろな悩みや困ったことがあれば気軽に学務課にご相談下さい。

学生相談員（カウンセラー）の相談は掲示板に貼付してあるカードで申し出て下さい。また、学生担当教員、健康管理担当者（保健室在）も相談に応じています。ハラスメント等に対応するため、学内に窓口を設け、学内の相談員と非常勤カウンセラー（臨床心理士）を配置しています。詳細は「学生生活の心得」をご参照下さい。

（６）課外活動

課外活動には正規の授業以外に行うサークル活動や学生会主催の活動等があります。課外活動は、正規の授業と共に人間形成に重要で学生生活を豊かにします。

新規にサークル等を結成し活動する場合は、学務課へ申請して下さい。

積極的にサークル活動等の課外活動に参加することを推奨します。

（７）アルバイト

学生生活は勉学を優先して設計すべきであり、アルバイトは、第二義的なものです。本学は、実習が集中的に行われるなど、密度の高い授業時間割となっています。アルバイトをする際は、学業に支障をきたすことがないよう計画的に行って下さい。

求人誌などでアルバイトを探す場合は、賃金に惑わされたり振り込め詐欺等の受け子になるなど、トラブルが生じることがないよう注意して下さい。

（８）進路（進学・就職）情報の提供など

図書館ラーニングコモンズ内に、就職・進学関連の情報を集めた「進路情報コーナー」がありますので積極的に活用して下さい。新着の就職・進学情報は掲示板に提示後、進路情報コーナーに保管しますので、掲示板の情報も確認して下さい。

進学・就職の選択にあたり、教員、家族とも十分相談の上慎重に行って下さい。

なお、詳細については「進路決定への手引き」をご参照下さい。

（９）ノートパソコンの貸与について

本学では学生の自主学習を促進するため、ノートパソコンを貸与しています。４月のオリエンテーションの際に誓約書の提出と引き替えに配布し、卒業前又は退学・休学前に返却することになっています。（休学時に返却したノートパソコンは、復学時に再配布します。）

なお、貸与中に故意による水漏れや落下による破損・故障、本人の過失による盗難・紛失の場合、修理費用や弁償金が個人負担となる場合がありますので、取扱いには十分気をつけて下さい。（注意事項に関することは、誓約書等をご参照ください。）

（10）その他

学生の日常生活において注意すべきことは「学生生活の心得」をご参照下さい。

2　修学資金等

（１）奨学金

奨学金は、人物・学業ともに優れ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる学生に対し、学資として貸与される制度です。

奨学金として、下記の独立行政法人日本学生支援機構及び地方公共団体等があります。

ア　独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構は、国の奨学事業を行っている機関であり、出願資格を満たす者の中から採用された者に奨学金の貸与を行っています。

(ｱ)　選考

「定期採用」（毎年４月に募集を行います。）

a 第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な者

b 第二種奨学金（有利子貸与）

第一種よりゆるやかな基準によって選考された者

「緊急採用・応急採用」（随時募集を行っています。）

c 緊急採用（無利息）

家計を支えている者が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等又は火災・風水害等により家計が急変したため緊急に奨学金が必用になった者

d 応急採用（利子付）

c の緊急採用（無利息）と同じ。

＊　独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を希望する者は、「奨学金を希望する皆さんへ」という小冊子を読んで詳細を確認して下さい。小冊子は学務課にあります。

なお、独立行政法人日本学生支援機構の詳細については、以下のホームページをご参照下さい。http://www.jasso.go.jp/

(ｲ)　貸与金額

	貸与月額	備　　考
第一種奨学金	45,000円（自宅） 51,000円、40,000円（自宅外）	無利子貸与
緊急採用	30,000円、20,000円（自宅・自宅外かかわらず）	
第二種奨学金	20,000円　～　120,000円 （選択：1万単位）	有利子貸与 入学時特別増額貸与（希望者） 10万円～50万円 （選択：10万単位）
応急採用		

(ｳ)　貸与期間

貸与開始の年月から卒業予定の最短年月の期間

(ｴ)　返還期間

貸与終了の６ヶ月経過後から月賦又は月賦・半年賦併用のいずれかを選択し、所定の期間内に口座自動引落としにより返還。

イ　財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金は、本県の振興発展を担う人材の育成を目的として、国内の大学に在学する沖縄県出身の学生を対象としている。

(ｱ)　出願資格

a　沖縄県に本籍又は住所を有する者

b　学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

c　他から奨学金の貸与を受けていない者

(ｲ)　貸与月額　４０,０００円

(ｳ)　利息　無利子貸与

(ｴ)　貸与期間

４月から在学する大学の最短修業年限の終期までの期間

(ｵ)　返還方法

貸与修了の翌月から６ヶ月経過後に始まり、１０年以内に月賦又は月賦・半年賦併用のいずれかを選択し返還する。

ウ　各奨学金の諸手続きなど

(ｱ)　独立行政法人日本学生支援機構、沖縄県看護師等修学資金、その他の奨学金等の採用の案内・継続の手続き・返還について等の通知があった際は掲示板に掲示しますので、それに従い所定の手続を行って下さい。

(ｲ)　手続期間が短いものもありますので注意して下さい。

(ｳ)　諸手続について不明なことがある場合は学務課に問い合わせて下さい。

（２）沖縄県看護師等修学資金

沖縄県では、県内の看護職員の確保、質の向上を目的として、看護職員を養成する大学に在学し、卒業後または修了後に県内の看護職員確保困難な施設で看護業務に従事しようとする者を対象に修学資金の貸与を行っています。

ア　沖縄県看護師等修学資金

卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設（※免除対象施設）において一定期間（概ね５年～１０年）、看護職員として業務に従事する者が対象です。免除対象施設以外に勤めた場合、修学資金は返還しなければなりま

せんので、貸与申請する際は、卒業後の進路を熟慮した上で申請して下さい。

(ｱ)　選考

「定期採用」（毎年４月に募集を行います。）※提出期限：４月下旬

a 第一種修学資金（無利子貸与）

第二種よりゆるやかな基準によって選考された者

b 第二種修学資金（無利子貸与）

特に優れた学生で経済的理由により著しく修学が困難な者

(ｲ)　貸与金額

	貸与月額	備　　考
第一種修学資金	学部、別科助産専攻 月額　32,000円 大学院博士前期課程 月額　83,000円	無利子貸与
第二種修学資金	在学する養成施設等の授業料、施設整備費、実習費に相当する金額（70万円が上限）	無利子貸与 例年、年間授業料の金額が貸与されている。

(ｳ)　貸与期間

貸与開始の年月から卒業予定の最短年月の期間

・第一種は８月、１０月、１月頃に分けて振り込まれる。

・第二種は８月頃に一括で振り込まれる。

(ｴ)　卒業後の手続きについて

a 返還免除対象施設に勤める場合

・第一種：貸与を受けた期間の２倍に相当する期間（上限５年）

・第二種：貸与を受けた期間の３倍に相当する期間（上限１０年）

・第一種、第二種併用：それぞれの期間の合算（上限１０年）

※返還免除になるまでは、毎年３・９月に「就業状況報告書」を県に提出する必要があります。

b 返還免除対象施設以外の施設に勤める場合

貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。返還方法は、月賦又は半年賦・一括のいずれかです。

c 進学する場合

卒業後、更に看護師等を養成する学校に進学する場合、在学の期間は返還が猶予されますが、毎年在学証明書の提出が必要です。

(ｵ)　返還免除対象施設

対象施設は沖縄県内の以下の施設です。

・許可病床が200床未満の病院（北部、宮古、八重山は200床以上も対象）

・救急病院、診療所、65歳以上の者の収容率が60％以上の病棟を有する病院

・精神病床数が80％以上を占める病院、国立ハンセン病療養所

・助産所、母子健康包括支援センター（助産師のみ）
・特定町村（保健師のみ）
・介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
・訪問看護事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設
・特定施設入居者生活介護事業所、介護予防訪問介護事業所

(ｶ) 借用証書の提出について

修学資金の貸与を受けた翌年度の４月１５日までに、申請者と連帯保証人の連名による借用証書の提出が必要です。

イ　特定町村保健師確保事業

平成３０年度より保健師の確保困難な特定町村（離島９町村）で保健師業務に従事を希望する者を対象に、特定町村保健師確保事業を新設しました。特徴としては、第一種と第二種を併用して貸与を受けれること、直ちに保健師として県が指定する特定町村に原則３年間従事することで、返還免除の資格を得ることができます。手続きについては沖縄県看護師等修学資金と同様になります。

※確保困難な９町村

伊平屋村、伊是名村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町（波照間島、西表島）、与那国町

上記以外にも地方公共団体等の奨学金制度のある機関から募集案内があります。
その都度掲示しますので、希望者は掲示に従って所定の手続きを行って下さい。

（３）授業料の減額免除

次の理由に該当する場合には、授業料の全部又は一部を減額免除されることがあるので、申請したい者は学務課へ相談の上、申請書を提出して下さい。

なお、申請書の提出期限は、前期分が４月２０日。後期分が１０月２０日です。

ア　天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者

イ　生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者と同一世帯内にある者

ウ　上記ア、イのほか、知事が特に免除又は減額の必要があると認めた者（ア、イに準ずる状況にある者）

3 附属図書館の利用

（１） 開館及び休館

ア　開館時間

月曜日から金曜日	平日	8 時 30 分から 21 時
	春季・夏季・冬季休業期間	8 時 30 分から 17 時
土曜日・日曜日		11 時から 19 時

イ　休館日

国民の祝日

開学記念日　　5 月 15 日

慰霊の日　　6 月 23 日

年末年始

館長が定める臨時休館日

なお、開館時間の変更及び館長が定める臨時休館日は、その都度掲示します。

（２） 利用方法

ア　館内閲覧

(ｱ) 図書・雑誌などは自由に取り出して閲覧できます。閲覧後は元の位置に戻すか、返却用ブックトラックに置いて下さい。

(ｲ) 集密書架及び閉架書庫内の図書・雑誌は図書館職員が出納します。

(ｳ) 視聴覚資料及び電子資料（DVD・CD-ROM 等)は、カウンターで手続きを行い、ＡＶコーナーで利用して下さい。

(ｴ) 電子ジャーナル、電子図書(e-book)等は、図書館内設置のパソコン端末や学生用パソコン（館内無線 LAN への接続が必要）で閲覧利用できます。学外から閲覧可能なものもあります。希望者は図書館に申請してください。

(ｵ) 図書館ホームページからオンラインシステムを利用する事ができます。ＩＤ・パスワードは平日 17 時まで、図書館カウンターで発行しています。

イ　図書貸出

(ｱ) 貸出手続

利用者カード(学生証)と図書をカウンターまたは自動貸出機までお持ち下さい。なお、雑誌、視聴覚資料及び電子資料は館内閲覧のみとなっています。

(ｲ) 貸出冊数、期間

５冊まで、２週間借りることができます。

(ｳ) 貸出の予約

貸出を希望する図書が貸出中の場合は、予約することができます。図書館ホームページからのオンライン予約で受付しています。

(ｴ) 貸出期間の延長

貸出中の図書に予約が入っていない場合は、貸出期間を延長（1 回限り）することができます。ただし、貸出期間内にカウンターまたは図書館ホームページのオンラインシステム、電話での受付が必要です。

ウ　貸出をしない資料

(ｱ) 「禁帯出」、「参考書」、「指定書」、「貴重書」ラベルの図書
(ｲ) 雑誌（紀要、学会誌含む）
(ｳ) 新聞
(ｴ) 視聴覚資料、電子資料（DVD、CD-ROM 等電子記録媒体）
(ｵ) 図書館長が指定したもの

エ　貸出図書等の返却

返却期限までに直接カウンターまで持参してください。
図書館が閉まっている場合は、ブックポストを利用して下さい。

オ　貸出停止

次の事項に該当する場合は、貸出停止などの処分をすることがありますので注意してください。

(ｱ) 貸出図書を他人に転貸したとき。
(ｲ) 利用者カードを他人に壌渡、貸与又は不正に使用したとき。
(ｳ) その他図書館長が必要と認めたとき。

（３） 図書館資料の配架

図書館資料は、日本十進分類表と日本看護協会看護学図書分類表を併用して分類・配架しています。

（４） 文献複写

図書館資料をコピーしたい方は、「複写申込書」の所定項目について記入し、セルフサービスでコピー（有料：白黒 1 枚 10 円、カラー1 枚 50 円）してください。著作権法の規定に反しない条件で利用することができます。なお、コピー機の使用は図書館資料に限り認められており、私物のコピーには使用できません。

（５）レファレンスサービス

図書館の利用に関することでわからないことがあるときや、文献及び学術情報等について知りたいときは、カウンターに相談してください。

（６）図書館間相互協力

必要な資料を図書館が所蔵していなくて他の大学図書館等が所蔵している場合、図書館を通して図書の貸出や雑誌論文の複写を依頼することができます。カウンターまたは図書館ホームページからオンラインシステムを通して申し込んでください。（郵送料・複写代金実費負担）

（７）情報検索

＊２０１９年度に新しい検索システムの導入を予定しています。導入後に利用法などをお知らせします。

ア　本学の蔵書検索（OPAC）

図書館内の蔵書検索専用パソコン（２台）または、図書館ホームページから利用できます。

イ　外部の電子ジャーナル・データベース

学内・図書館等の PC で図書館ホームページから利用することができます。図書館ホームページの「データベース一覧」より各種データベースにアクセスすることができます。

以下は主なデータベースです。

〈日本語雑誌関係〉

(ｱ) CiNii（サイニー　学術コンテンツ・ポータル）

広範囲の分野の文献情報、学術情報などをオンラインで情報検索することができます。

(ｲ) JDream Ⅲ（科学技術振興機構のデータベース）

科学技術全般・医学・薬学・看護学関連領域の検索ができます。
（学内同時アクセス数は 5 件まで）

(ｳ) 医学中央雑誌 WEB

国内の医学関連文献を科目別に分類・配列した総合抄録誌を検索することができます。

(ｴ) メディカルオンライン

医療情報の総合サイトです。医学・歯学・薬学・看護学など医療関連分野の文献検索が可能です。本文の入手はカウンターで申し込んでください。

(ｵ) 最新看護索引 Web

日本看護協会図書館で編集している看護文献データベースです。日本看護学会論文集の電子版が閲覧できます。(学内同時アクセス数は 3 件まで)

〈外国語雑誌関係〉

(ｶ) ProQuest Nursing & Allied Health Source

看護・保健関連・補完代替医療などヘルスケア情報の電子ジャーナル、フルテキストデータベースです。

(ｷ) CINAHL Complete（シナール コンプリート）

看護学と関連する医療分野の学術誌の文献情報データベースです。

(ｸ) Science Direct

科学・技術・医学・社会科学分野の電子ジャーナルです。エルゼビア社が提供する電子ジャーナルに掲載された論文情報が収録されています。

(ｹ) Ovid Nursing Full Text

Ovid社が提供する看護系電子ジャーナルが閲覧できます。

〈学習ツール〉

(ｺ) 看護師・保健師国家試験問題WEB

医学書院が提供する国家試験対策データベースで、過去 13 年間の国家試験問題や模擬試験問題等が収載されています。利用に際し図書館で登録手続きを行う必要があります。また、自宅からも利用することができます。

(ｻ) eナーストレーナー

医学書院が提供する看護技術データベースです。看護技術の動画が 400 本以上、看護技術の電子書籍とあわせて収載されています。利用に際し図書館で登録手続きを行う必要があります。また、実習先や自宅からも利用することができます。

ウ　電子図書（e-book）

(ｱ) EBSCOhost eBook

エブスコ社が提供する看護・医学系専門書を閲覧することができます。

(ｲ) 丸善 ebook library

丸善雄松堂より提供される学術機関向け和書の電子書籍配信サービスです。

エ　新聞

沖縄タイムスデータベース（1997 年～収録）、琉球新報データベース（1998 年～収録）で新聞記事が検索できます。

（８）グループ学習室

グループ学習室は原則として３時間利用できます（予約者がいなければ延長可）。カウンターで利用申込をして、利用札を受け取ってください。

（９）個室

１人３時間まで利用することができます（予約者がいなければ延長可）。カウンターで利用申込をして、利用札を受け取ってください。

（10） リクエスト図書

図書館ホームページからオンライン受付しています。選定会議で審査され購入した場合は購入希望者から先に貸出されます。また当分の間、新着図書コーナーに配架します。

（11） 指定図書

授業等で指定され本学シラバスに掲載された図書は「指定図書コーナー」に配架されます。なお、当コーナーに配架されている図書は館内閲覧のみで貸出できません。貸出用は請求記号別の書架に配架しています。

(12) ラーニングコモンズ

グループ学習や個人学習、学習情報交換を目的とした学習スペースです。進路・就職に関する資料も展示されており自由に閲覧が可能です。図書館が開館している時間に利用することができます。

(13) 図書館利用上の注意

利用の際は、図書館職員の指示に従うとともに、次のことを守ってください。

ア　静粛を保つこと。

イ　図書館閲覧室での飲食はしないこと。

ウ　図書館資料は大切に扱い、汚損、書き込み、切り取り、折り曲げ等をしないこと。

エ　無断持ち出しや、転貸をしないこと。

オ　図書館資料、機器及び施設などを汚損、損傷しないこと。

カ　図書を紛失･破損した場合は、原則として現物と同じ図書で弁償していただきます。

キ　入館の際は、携帯電話の電源を切るかマナーモードにし、図書館での通話はしないこと。

ク　図書館内でカメラ撮影（携帯電話等のカメラを含む）をしないこと。

ケ　館内秩序を乱し、他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと。

コ　卒業式前までに図書が返却されない場合、卒業証書・修了証書が授与されないことがあります。

暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発表中の授業の取扱いについて（申し合わせ）

平成　27　年　7　月　1　日

暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発表中における授業については、事故の発生を防止するため、次のとおり取り扱うものとする。

１．警報発表中の授業の休講について

(1) 暴風警報及び暴風特別警報が発表されたときは、発表時以降の授業を休講とする。

(2) 大雨特別警報が発表されたときの授業の取扱いは次のとおりとする。

ア　大雨特別警報が大学所在地を含む地域に発表されたときは、学長の判断により授業を休講することができる。なお、大雨特別警報発表中に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動すること。

イ　大雨特別警報が実習施設を含む地域に発表されたときは、当該実習施設における実習等について、領域責任者が実習指導教員及び実習施設の実習責任者と合議のうえ、現地の状況に応じて実習の中止を判断する。

ウ　大雨特別警報が発表された地域に学生が滞在している場合は、学長は当該学生の授業への出席が困難又は危険と判断したときは、欠席としては扱わないことができる。この場合において、当該学生は事前に大学に問い合わせ、指示を仰ぐこととし、後日、欠席届（沖縄県立看護大学学生規程様式第９号）にその状況を説明する書類等を添えて学務課に届け出ること。

２．警報解除後の授業開始について

(1) 午前７時30分までに警報が解除されたときは、通常通り１時限目から授業を行う。

(2) それ以降に警報が解除されたときは、解除時刻の１時間後以降に開始する授業から実施する。

(3) １及び２に関わらず、公共交通機関（バス）が運行していない場合は、運行再開時刻の２時間以降に開始する授業から実施する。

(4) 15時以降に解除になった場合は、授業を行わない。

(5) 実習の場合は、領域責任者が実習指導教員及び実習施設の実習責任者と合議のうえ、現地の状況に応じて実習の開始を判断する。

(6) 自宅から大学または実習施設までの所要時間や交通経路の状況により開始時間に間に合わない場合や危険な状況が継続している場合、学生は大学学務課（実習の場合は実習指導教員）に連絡すること。

３．休講となった授業の補講について

警報発表により休講となった授業については、別途開講する。

附則

この申し合わせは、平成　27　年　2　月　2　日から実施する。

附則

この申し合わせは、平成　27　年　7　月　1　日から実施する。

５　学生関係規程（学部学生・別科助産専攻学生共通）

（１）沖縄県立看護大学条例

平成10年12月25日
（沖縄県条例第32号）

改正　平成15年12月25日条例第45号
改正　平成19年３月30日条例第22号
改正　平成20年２月27日条例第３号

（設置）
第１条　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学として、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）を設置する。

（位置）
第２条　大学の位置は、那覇市与儀１丁目24番１号とする。

（学部学科）
第３条　大学に、看護学部看護学科を置く。

（別科助産専攻）
第４条　大学に、別科助産専攻を置く。

（大学院）
第５条　大学に、大学院を置く。
２　前項の大学院に置く研究科の名称及び課程は、次に定めるとおりとする。

研究科の名称	課　程
保健看護学研究科	博士課程

（職員）
第６条　大学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
２　大学に、前項に規定する者のほか講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（附属図書館）
第７条　大学に、附属図書館を置く。

（規則への委任）
第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成15年12月25日条例第45号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日条例第22号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年２月27日条例第３号）

（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
２　この条例の施行後最初に別科助産専攻学生として入学しようとする者の入学考査料及び入学料の徴収については、第２条の規定による改正後の沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

（２）沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例

平成10年12月25日
（沖縄県条例第33号）

改正　平成11年10月22日条例第28号
改正　平成13年10月23日条例第40号
改正　平成15年10月24日条例第34号
改正　平成15年12月25日条例第46号
改正　平成17年10月26日条例第57号
改正　平成20年２月27日条例第３号
改正　平成21年３月28日条例第18号

（趣旨）

第１条　この条例は、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）の授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の額）

第２条　大学の授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

２　大学院に在学する者のうち、大学院の課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、その履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる大学院学生に係る授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

（授業料の徴収方法）

第３条　授業料は、別表に掲げる授業料の年額（長期履修学生にあっては、前条第２項に規定する年額。次条から第６条までにおいて同じ。）の２分の１に相当する額を次の表の左欄に掲げる期ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる徴収期限までに徴収する。

期　　間	徴収期限
前期（４月１日から９月30日まで）	４月30日
後期（10月１日から翌年３月31日まで）	10月31日

（入学の時期が徴収期限後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第４条　特別の事情により、入学の時期が前条の表の右欄に掲げる徴収期限後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の12分の１に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を

10円に切り上げた額）に入学した日の属する月から当該月の属する期の最終の月までの間の月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに徴収する。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第５条　前期又は後期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の12分の１に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）に復学等の日の属する月から当該月の属する期の最終の月までの間の月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月の末日までに徴収する。

（退学及び転学の場合における授業料の額）

第６条　前期において退学又は転学した者から徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の２分の１に相当する額とする。

（休学の場合における授業料）

第７条　休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、当該期分の授業料は徴収しない。

（長期履修学生に係る授業料の徴収方法の特例）

第８条　長期履修学生が長期履修期間の短縮を認められる場合には、当該短縮後の期間（以下この条において「短縮後の期間」という。）に応じて第２条第２項の規定により算出した授業料の年額に当該長期履修学生が在学した期間の年数（１年未満の端数があるときは、これを１年に切り上げた年数）を乗じて得た額（次項において「基礎額」という。）から当該長期履修学生が在学した期間に納付すべき授業料（学年の中途に短縮を認められた場合にあっては、当該学年の終了までの期間に納付すべき授業料）の総額を控除した額を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収する。

２　前項の場合において、当該長期履修学生が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、基礎額から当該各号に定める額を控除するものとする。

⑴　第４条又は第５条の規定の適用を受けた者　短縮後の期間に応じて第２条第２項の規定により算出した授業料の年額（以下この項において「短縮後の授業料の年額」という。）に基づき第４条又は第５条の規定を適用した場合に徴収することとなる授業料の額と短縮後の授業料の年額の２分の１に相当する額との差額

⑵　第７条の規定の適用を受けた者であって当該適用に係る期間（当該期間が２以上ある場合にあっては、これらの期間を合算した期間）に１年未満の端数があるもの短縮後の授業料の年額の２分の１に相当する額

（研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の聴講料の徴収方法）

第９条　研究生の聴講料は、第３条の表の左欄に掲げる期ごとに、別表に掲げる聴講料の月額にその者の当該期における在学月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を乗じて得た額を、同条の表の右欄に掲げるそれぞれの徴収期限

までに徴収する。

２　科目等履修生及び特別聴講学生の聴講料は、第３条の表の左欄に掲げる期ごとに、別表に掲げるそれぞれの聴講料の１単位の額にその者の当該期における聴講単位数を乗じて得た額を、同条の表の右欄に掲げるそれぞれの徴収期限までに徴収する。

（公開講座の受講料の額及び徴収方法）

第10条　大学の公開講座の受講料の額は、2,500円とする。ただし、当該公開講座の時間数が15時間を超える場合には、2,500円にその15時間を超える時間５時間（５時間未満の端数があるときは、これを５時間とする。）ごとに500円を加算した額とする。

２　受講料は、公開講座の受講の申し込みを受理するときに徴収する。

（入学考査料及び入学料の徴収方法）

第11条　入学考査料は入学願書を受理するときに、入学料は入学を許可するときに徴収する。

（学位論文審査料の額及び徴収方法）

第12条　学位論文審査料の額は、１件につき55,000円とする。

２　学位論文審査料は、学位授与の申請を受理するときに徴収する。

（授業料等の減免）

第13条　知事は、特別の理由があると認める者に対しては、授業料等の全部又は一部を減免することができる。

（授業料等の不還付）

第14条　既に徴収した授業料等は、還付しない。

（規則への委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成11年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例施行後最初に入学しようとする者の入学考査料及び入学料の徴収については、この条例の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成11年10月22日条例第28号）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

２　平成12年３月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　平成12年４月１日以後において、転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

４　平成12年度の入学者の係る入学料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成13年10月23日条例第40号）

１　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2　平成14年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成14年4月1日以後において転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

4　平成14年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成15年10月24日条例第34号）

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2　平成14年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成16年4月1日以後において、転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額する。

附　則（平成15年12月25日条例第46号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表に大学院学生の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年10月26日条例第57号）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2　平成14年4月1日前から引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成20年2月27日条例３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この条例の施行後最初に別科助産専攻学生として入学しようとする者の入学考査料及び入学料の徴収については、第２条の規定による改正後の沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成21年3月28日条例第18号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第２条－第６条、第８条、第９条関係）

区　　分	授業料	聴講料	入学考査料	入学料	
				県内居住者	その他の者
学部学生	年額 535,800円		17,000円	282,000円	512,000円
別科助産専攻学生	年額 535,800円		17,000円	282,000円	512,000円
大学院学生	年額 535,800円		30,000円	282,000円	512,000円
研究生		月額 29,700円	9,800円	84,600円	153,600円
科目等履修生		１単位 14,800円	9,800円	28,200円	51,200円
特別聴講学生		１単位 14,800円			

備考　県内居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　入学の日の１年以前から引き続き県内に住所を有する者

(2)　入学の日の１年以前から引き続き県内に住所を有する配偶者又は１親等の親族のある者

(3)沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則

平成11年 2月 2日

（沖縄県規則第６号）

改正　平成14年３月30日規則第27号

改正　平成16年１月23日規則第３号

改正　平成22年４月９日規則第27号

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）の授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料及び学位論文審査料の免除又は減額について必要な事項を定めるものとする。

（免除又は減額の対象）

第２条　条例第13条の規定による免除又は減額の対象となるものは、授業料、聴講料、入学料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）とする。

（授業料等の免除等の基準）

第３条　授業料等の免除又は減額は、次に掲げる者に対して行うものとする。

(1)　天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者

(2)　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者と同一世帯内にある者

(3)　聴講料の相互不徴収若しくは相互免除を定めた他の大学若しくは外国の大学との協議に基づいて大学が受け入れた特別聴講学生又は特別研究学生

(4)　大学の大学院博士課程に３年以上在学し、所定の単位を修得して退学し、かつ、退学後１年以内に学位論文を提出した者

(5)　前各号に掲げる者のほか、知事が特に免除又は減額の必要があると認めた者

（授業料及び入学料を減額する額）

第４条　授業料及び入学料を減額する額は、徴収すべき授業料及び入学料の２分の１に相当する額とする。

（免除又は減額の申請手続）

第５条　授業料等の免除又は減額を受けようとする者「（以下「申請者」という。）は、知事が指定する日までに、授業料等減免申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添え、大学の学長（以下「学長」という。）を経て知事に提出しなければなら

ない。

(1)　授業料及び入学料の免除又は減額を受けようとする者にあっては、家庭状況調書（第２号様式）並びに本人及びその家族の市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の資産証明書（第３条第２号の規定に該当する者については、家庭状況調書のみとする。）

(2)　第３条第２号の規定に該当する者にあっては、当該申請者の住所地を管轄する福祉保健所長又は福祉に関する事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第１項に定めるもの）の長の証明書

(3)　申請者及びその家族の市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の資産証明書

(4)　学位論文審査料の免除を受けようとする者にあっては、単位修得満期退学証明書の原本及び学位申請書の写し

(5)　その他知事が必要と認める書類

２　学長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、内容を審査のうえ、意見書を添えて知事に送付しなければならない。

（免除又は減額の決定）

第６条　知事は、前条の規定による申請書の送付を受けたときは、速やかにその可否を決定し、その旨を学長を経て申請者に通知するものとする。

（授業料等の免除又は減額の取消し）

第７条　知事は、第５条の申請について、虚偽の事実が判明したときは、授業料等の免除又は減額の決定のあった日にさかのぼって当該決定を取り消すことができる。

（徴収の猶予）

第８条　授業料等の免除又は減額の申請をした者については、免除又は減額の可否の決定があるまで授業料等の徴収を猶予する。

附　則

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この規則施行後最初に入学しようとする者の入学料の免除又は減額については、この規則の規定の例により、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則　（平成14年３月30日規則第27号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則　（平成16年１月23日規則第３号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則　（平成22年４月９日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

授業料等減免申請書

年　　月　　日

沖 縄 県 知 事　　殿

学　部　　学科　　年次
研究科　　専攻
学 生 番 号
現　住　所
氏　　名　　印
保証人住所
氏　　名　　印
（本人との関係）

下記の理由により、　　年度（　　期分）　　の免除（減額）を受けたいので、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則第５条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

理由（詳細に記入すること。）

（関係書類）

(1)　授業料及び入学料の免除又は減額を受けようとする者にあっては、家庭状況調書（第２号様式）並びに本人及びその家族の市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の資産証明書（第３条第２号の規定に該当する者については、家庭状況調書のみとする。）

(2)　生活保護法による保護を受けている者と同一世帯内にある者にあっては、福祉保健所長又は福祉に関する事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第１項に定めるもの）の長の証明書

(3)　学位論文審査料の免除を受けようとする者にあっては、単位修得満期退学証明書の原本及び学位申請書の写し

第２号様式（第５条関係）

家　庭　状　況　調　書

申請者	氏　　名	年　　月　　日生		
	現　住　所			
	本　　籍			
	通　学　種　別	自宅　　下宿　　間借　　その他（　　）		
	現在受けている奨学金	有　　無　　奨学金名（貸、給）		
		金額月額（　　円）		
保証人	氏　名（年齢）	（　　歳）		
	勤　務　先		年収(税込)	円

家　族　状　況

氏　　名	続柄	年齢	同居別居の別	勤務先又は学校名及び学年	年　収(税込)

家族及び本人の生活状況（詳細に記入すること。）

（４）沖縄県立看護大学学則

（平成11年３年30日
沖縄県規則第24号）

〔沿革〕平成13年３月16日規則第16号改正
平成13年12月25日規則第107号改正
平成14年３月29日規則第７号改正
平成15年３月31日規則第32号改正
平成16年１月16日規則第１号改正
平成16年３月19日規則第13号改正
平成17年３月31日規則第46号改正
平成18年８月４日規則第73号改正
平成19年６月８日規則第68号改正
平成20年２月27日規則第４号改正
平成21年３月30日規則第26号改正
平成22年４月９日規則第28号改正
平成23年４月５日規則第38号改正
平成24年３月30日規則第20号改正
平成27年３月17日規則第11号改正

目　次

第１章　目的（第１条）
第２章　組織（第２条－第５条）
第３章　職員組織（第６条）
第４章　名誉教授（第７条）
第５章　教授会（第８条）
第６章　修業年限及び在学期間（第９条・第10条）
第７章　学年、学期及び休業日（第11条－第13条）
第８章　入学、転学及び留学（第14条－第26条）
第９章　教育課程、履修方法等（第27条－第34条）
第10章　休学、復学、退学及び除籍（第35条－第39条）
第11章　卒業及び学位（第40条・第41条）
第12章　賞罰（第42条・第43条）
第13章　別科助産専攻（第44条－第50条）
第14章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生

（第51条－第54条）
第15章　授業料等（第55条）
第16章　公開講座（第56条）
第17章　自己評価等（第57条）
第18章　雑則（第58条）
附則

第１章　目的

（目的）

第１条　沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成するとともに、看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践し、人々の健康と福祉の向上に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。

第２章　組織

（学部、学科、入学定員及び収容定員）

第２条　本学に、看護学部を置く。

２　看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
看護学科	８０名	３２０名

（別科助産専攻、入学定員及び収容定員）

第２条の２　本学に、別科助産専攻を置く。

２　別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、20名とする。

（大学院）

第２条の３　本学に、大学院を置く。

２　大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館）

第３条　本学に、附属図書館を置く。

２　附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（事務局及び学生部）

第４条　本学に、事務局及び学生部を置く。

（内部組織等）

第５条　事務局、学生部、看護学部、別科助産専攻及び附属図書館の内部組織及び職制に関する事項は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）に定めるところによる。

第３章　職員組織

（職員組織）

第６条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を総督する。

３　附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

４　学生部に部長を置き、本学の教授をもって充てる。

５　看護学部に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

第４章　名誉教授

（名誉教授）

第７条　本学に、学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

２　名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第５章　教授会

（教授会）

第８条　本学に、教授会を置く。

２　教授会は、学長及び教授をもって組織する。

３　学長が必要と認めたときは、教授会の組織に准教授、講師及びその他の職員を加えることができる。

４　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2)　学位の授与に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

５　教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

６　前各項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第９条　本学（看護学部に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）の修業年限は、４年とする。

（在学期間）

第10条　学生（看護学部の学生に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）は、８年を超えて在学することができない。

２　第21条から第23条までの規定により入学した学生の在学期間は、当該学生の入学後の在学すべき年数の２倍を超えることができない。

第７章　学年、学期及び休業日

（学年）

第11条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第12条　学年を分けて、次の２学期とする。

(1)　前学期　４月１日から９月30日まで

(2)　後学期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第13条　次の各号に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　開学記念日　５月15日

(4)　慰霊の日　　６月23日

(5)　春季休業日　３月15日から３月31日まで

(6)　夏季休業日　８月15日から９月30日まで

(7)　冬季休業日　12月25日から翌年１月７日まで

２　学長は、必要がある場合は、臨時の休業日を定めることができる。

３　学長は、必要がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

第８章　入学、転学及び留学

（入学時期）

第14条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第21条から第23条までの規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第15条　本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7)　その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願手続）

第16条　本学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書に、入学考査料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第17条　入学志願者に対しては、学長が別に定めるところにより選考を行う。

（合格者の決定）

第18条　学長は、前条の選考の結果に基づき、教授会の議を経て合格者を決定する。

（入学手続）

第19条　前条の規定による合格者で、本学に入学しようとするものは、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第20条　学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）第13条の規定に基づき入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（編入学）

第21条　学長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者で、本学に編入学を志願するものがあるときは、第２条第２項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1)　大学を卒業又は退学した者

(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第132条の規定に該当する者

(4)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第７条の規定に該当する者

（転入学）

第22条　学長は、他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願するものがあるとき

は、第２条第２項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第23条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、再入学を志願するものがあるときは、第２条第２項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1)　第38条の規定により退学した者

(2)　第39条第５号及び第７号の規定により除籍された者

（編入学、転入学及び再入学者の既修得単位の認定等）

第24条　前３条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（転学）

第25条　他の大学へ転学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第26条　外国の大学又は短期大学に留学を志願しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生を外国の大学又は短期大学に留学させることができる。

３　学長は、前２項の規定により留学した期間については、第40条に定める在学期間に含めることができる。

第９章　教育課程、履修方法等

（授業科目）

第27条　授業科目及び単位数は、別表第１のとおりとする。

２　授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

（単位の計算方法）

第28条　授業科目の単位計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学

修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（１年間の授業期間）

第29条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（授業科目の履修の認定及び成績の評価）

第30条　授業科目を履修した学生に対しては、原則として学期末に試験を行う。

２　履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、随時行う試験、出席及び学修状況等により判定する。

３　前２項に定めるもののほか、授業科目の成績に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（単位の授与）

第31条　授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第32条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第33条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第34条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、

合わせて30単位を超えないものとする。

第10章　休学、復学、退学及び除籍

（休学）

第35条　病気その他の理由により２月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気のため休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

２　学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対し、必要な期間休学を命ずることができる。

（休学期間）

第36条　休学の期間は、１年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、１年を超えない範囲内で休学期間を延長することができる。

２　休学期間は、引き続いて２年、通算して４年を超えることができない。

３　第21条から第23条までの規定により入学した学生の休学期間は、当該入学後の在学すべき年数を超えることができない。

４　休学期間は、第９条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第37条　休学期間が満了した者又は休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

２　病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

（退学）

第38条　退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第39条　学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て除籍する。

(1)　死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2)　第10条に規定する在学期間を超えた者

(3)　第36条第２項又は第３項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(4)　病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5)　休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者

(6)　入学料の減免を不許可とされた者又は入学料の減額を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7)　授業料の納付を怠り、かつ、督促してもなお納付しない者

第11章　卒業及び学位

（卒業）

第40条　学長は、本学に４年（第21条から第23条までの規定により入学した者については、第24条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、教授会の議を経て卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第41条　本学を卒業した者には、学士（看護学）の学位を授与する。

２　学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章　賞罰

（表彰）

第42条　学長は、学生として表彰に価する行為があった者を、教授会の議を経て表彰することができる。

（懲戒）

第43条　学長は、この学則その他学内諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て懲戒することができる。

２　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当な理由がなくて出席が常でない者

(4)　本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第13章　別科助産専攻

（修業年限及び在学期間）

第44条　別科助産専攻の修業年限は１年とする。

２　別科助産専攻の学生は、２年を超えて在学することができない。

（入学時期）

第45条　別科助産専攻の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第46条　別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1)学校教育法第90条第１項に規定する入学資格を有する者

(2)看護師免許を有する者又は入学時において看護師国家試験に合格した者

（編入学、転入学及び再入学）

第47条　別科助産専攻への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

（授業科目）

第48条　別科助産専攻の授業科目及び単位数は、別表第２のとおりとする。

２　別科助産専攻の授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

（修了）

第49条　学長は、別科助産専攻に1年以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、教授会の議を経て修了を認定する。

２　学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

（準用）

第50条　別科助産専攻の運営については、この章に定めるもののほか、第11条から第13条まで、第16条から第20条まで、第28条第１項、第29条から第31条まで、第35条、第36条第１項及び第２項、第37条、第38条並びに第39条（第３号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第36条第２項中、「２年、通算して４年」とあるのは「１年又は通算して１年」と、第39条第２号中「第10条」とあるのは「第44条第２項」と読み替えるものとする。

第14章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生

（研究生）

第51条　学長は、本学において、特定の専門事項について研究を願い出る者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

２　研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（科目等履修生）

第52条　学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

２　科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（特別聴講学生）

第53条　学長は、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、本学において、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

２　前項の規定により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

３　特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（外国人特別学生）

第54条　学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て外国人特別学生として入学を許可することができる。

２　外国人特別学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第15章　授業料等

（授業料等）

第55条　授業料、聴講料、受講料、入学考査料及び入学料の徴収については、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例に定めるところによる。

第16章　公開講座

（公開講座）

第56条　本学の研究成果を広く社会に還元するため、公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第17章　自己評価等

（自己評価等）

第57条　本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　自己評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第18章　雑則

（委任）

第58条　この規則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附　則

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。

２　平成11年度から平成13年度までの各年度における収容定員は、第２条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

区　　分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
収容定員	８０名	１６０名	２４０名

３　平成11年度の入学生に係る入学の許可については、第20条の規定にかかわらず、この規則の施行前に本学の開学準備事務として行った選考の結果に基づく合格者で、入学手続を完了したものに対して行う。

ただし、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成11年沖縄県規則第６号）附則第２項の規定に基づき入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

附　則（平成13年３月16日沖縄県規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年12月25日沖縄県規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年３月29日沖縄県規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月31日沖縄県規則第32号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年１月16日沖縄県規則第１号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月19日沖縄県規則第13号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第15条、第21条、第23条、第39条及び第43条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月31日沖縄県規則第46号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年８月４日沖縄県規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年６月８日規則第68号改正）

この規則は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の沖縄県立看護大学学則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第３項の規定並びに第２条の規定による改正後の沖縄県立看護大学大学院学則第４条及び第５条の規定は、平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成20年２月27日規則第４号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この規則の施行後最初に別科助産専攻の学生として入学しようとする者の入学許可については、改正後の沖縄県立看護大学学則第50条において準用する同規則第20条の規定にかかわらず、この規則の施行前に別科助産専攻の設置に係る準備事務として行った選考の結果に基づく合格者で、入学手続きを完了した者に対して行う。ただし、沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（平成20年沖縄県条例第３号）附則第２項の規定により同条第２条の規定による改正後の沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）の規定の例によることとされた入学料の徴収に関し、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成11年沖縄県規則第６号）第５条第１項の規定に基づき入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月９日沖縄県規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年４月５日沖縄県規則第38号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則規則による改正後の沖縄県立看護大学学則の規定は、平成23年４月１日以降に入学するものから適用し、同日前に入学したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月30日沖縄県規則第20号）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の沖縄県県立看護大学学則の規定は、平成24年４月１日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則（平成27年3月17日沖縄県規則第11号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

別表第１（第27条関係）

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
教養科目	生物学		2
	化　学		2
	地理学		2
	環境学		2
	数　学		2
	沖縄の生活と文化	2	
	社会学		2
	法　学		2
	経済学		2
	情報学		2
	哲　学		2
	心理学	2	
	教育学		2
	文　学		2
	歴史学		2
	日本語表現法	2	
	英語Ⅰ	2	
	英語Ⅱ	2	
	英語Ⅲ		2
	英語Ⅳ		2
	中国語Ⅰ		2
	中国語Ⅱ		2
	スペイン語Ⅰ		2
	スペイン語Ⅱ		2
	看護大学ゼミナールⅠ	1	

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
専門関連科目	医療と倫理	2	
	疫学と保健医療情報	2	
	保健医療情報演習	1	
	保健医療福祉制度	2	
	家族社会学演習	1	
	身体活動論	1	
	身体活動論演習		1
	ストレスマネジメントと健康教育	1	
	人体の構造と機能	2	
	人体の構造と機能演習Ⅰ	2	
	人体の構造と機能演習Ⅱ	1	
	栄養と代謝	2	
	臨床薬理	2	
	微生物と免疫	2	
	病態生理	2	
	リハビリテーション論	1	
	臨床心理	2	
	人間関係論	1	
	看護大学ゼミナールⅡ	1	
	疾病論Ⅰ	2	
	疾病論Ⅱ	2	
	生涯人間発達論	2	

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
	看護学原論	2	
	看護専門職論Ⅰ	1	
	ヘルスアセスメント	2	
	生活援助・療養援助技術Ⅰ	2	
	生活援助・療養援助技術Ⅱ	1	
	生活援助・療養援助技術Ⅲ	1	
	生活援助・療養援助技術実習	2	
専	クリティカル・緩和ケア論	2	
	クリティカル・緩和ケア演習	1	
	クリティカル・緩和ケア実習	2	
	早期体験実習	1	
門	精神保健看護Ⅰ	1	
	精神保健看護Ⅱ	2	
	精神保健看護演習	1	
	精神保健看護実習Ⅰ	1	
関	精神保健看護実習Ⅱ	2	
	地域保健看護Ⅰ	1	
	地域保健看護Ⅱ	2	
	地域保健看護Ⅲ	2	
連	地域保健看護演習	1	
	地域保健看護実習Ⅰ	1	
	地域保健看護実習Ⅱ	3	
	在宅保健看護実習	1	
科			
目			

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
	周産期保健看護Ⅰ	1	
	周産期保健看護Ⅱ	2	
	周産期保健看護演習	1	
	周産期保健看護実習Ⅰ	1	
	周産期保健看護実習Ⅱ	2	
	小児保健看護Ⅰ	1	
	小児保健看護Ⅱ	2	
専	小児保健看護演習	1	
	小児保健看護実習Ⅰ	1	
	小児保健看護実習Ⅱ	2	
	成人保健看護Ⅰ	1	
門	成人保健看護Ⅱ	2	
	成人保健看護演習	1	
	成人保健看護実習Ⅰ	1	
	成人保健看護実習Ⅱ	2	
関	老年保健看護Ⅰ	1	
	老年保健看護Ⅱ	2	
	老年保健看護演習	1	
	老年保健看護実習Ⅰ	1	
連	老年保健看護実習Ⅱ	2	
	助産実践論		2
	基礎助産学		3
	助産診断・技術学		5
科	ウィメンズ ヘルス サイエンス		2
	助産実習		8
	看護大学ゼミナールⅢ	1	
	島嶼保健看護		2
目	国際保健看護		2
	卒業演習	1	
	看護専門職論Ⅱ	2	
	看護統合実習	2	
	看護卒業論文		2
	看護総合演習		2

別表第２（第48条関係）

授　業　科　目		単　位　数	
		必 修	選 択
コア科目	助産学概論	1	
	基礎助産学	2	
	基礎助産学演習	2	
	助産診断・技術学	2	
	助産診断・技術学演習	3	
	ウィメンズ・ヘルス	2	
	地域母子保健	1	
	地域母子保健演習	1	
	助産管理学	2	
	助産実習	10	
	ウィメンズ・ヘルス実習		1
	離島実習		1
関連科目	生命倫理	1	
	健康教育論演習		1
	保健情報学演習		1
研究	研究への導入	1	
	助産研究	1	

（５）沖縄県立看護大学学生規程

平成 11 年２月 24 日
大学設置準備委員会議決

〔沿革〕　平成 18 年 12 月 20 日　改正
平成 19 年３月 14 日　改正
平成 21 年 11 月 18 日　改正
平成 27 年 12 月 16 日改正

（趣旨）

第１条　この規程は、沖縄県立看護大学学則第 58 条の規定に基づき、本学の学生の守らなければならない事項を定めるものとする。

（保証人）

第２条　学生は、その身元を保証するため、保証人を立てなければならない。

２　保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

第３条　保証人に異動のあったときは、速やかに保証人変更届（様式第１号）を学長に提出しなければならない。

（誓約）

第４条　学生は、入学の際に誓約書に署名、押印の上学長に提出しなければならない。

２　学生は、本学の学生であることを自覚して、誓約を守らなければならない。

（学生証）

第５条　学生は、入学の際に学生部で学生証（様式第２号）の交付を受けなければならない。

２　学生証を紛失したとき又は、学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

３　学生証の有効期間を延長する必要が生じたときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

第６条　学生証の有効期間は、当該学生の最低の修業年限（研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、その在学期間）とする。ただし、前条第３項の規定により、有効期間を延長する場合は、１年とする。

第７条　学生は、登校の際学生証を携帯しなければならない。これを携帯しないときは、講義室、研究室、附属図書館等の出入及び諸証明書の交付などを拒絶されることがある。

第８条　学生は、学籍を離れたときは、直ちに学生証を学生部へ返納しなければならない。

（住所及び身上の異動）

第９条　学生は、入学の際に住所届（様式第３号）を学生部へ提出しなければならない。

２　住所を変更したときは、その都度住所変更届（様式第４号）を学生部へ提出しなければならない。

３　学生は、海外渡航をする時は、あらかじめ海外渡航届（様式５－２号）を学生部へ提出しなければならない。

第10条　学生が、その身上に異動を生じたときは、その都度異動届（様式第５号）を学生部へ提出しなければならない。

（健康診断及び健康管理）

第11条　学生は、毎学年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

２　学長は、学生の健康を管理するため、必要があるときは治療を指示し、又は登校を停止させることができる。

（休学及び復学）

第12条　学生が、休学しようとするときは、その理由を明記した保証人連署の休学願（様式第６号）を学生部へ提出しなければならない。ただし、病気を理由とする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第13条　休学者が、復学しようとするときは、保証人連署の復学願（様式第７号）を学生部へ提出しなければならない。ただし、病気を理由とする休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学）

第14条　学生が、退学しようとするときは、その理由を明記した保証人連署の退学願（様式第８号）を提出しなければならない。

（欠席届）

第15条　学生が、引き続き７日以上登校することができないときは、欠席届（様式第９号）を学生部へ提出しなければならない。ただし、病気及び怪我による場合にあっては、医師の診断書を添付しなければならない。

２　第１項にかかわらず、次の各号により登校することができないときは、欠席届を速やかに学生部へ提出しなければならない。

(1) 学校保健安全法第 19 条に規定された感染症に罹患したとき

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条、第 20 条、第 26 条及び第 46 条による入院をしたとき

(3) 非常変災等による罹災をしたとき

(4) 忌引き

(5) その他学長が認めた特別な理由

3　前項により欠席届を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

(1) 前項第１号及び第２号にあっては、医師の診断書

(2) 前項第３号にあっては、罹災証明書または罹災したことが証明できるもの

(3) 前項第４号にあっては、死亡広告等親族の死亡したことの証明できるもの

(4) 前項第５号にあっては、参考となる資料

4　第２項各号にかかる「出席すべき日数」については、「授業日数から欠席日数を差し引いた日数」とする。

5　第２項第４号に規定する忌引きの日数は、次のとおりとする。

(1) １等親の血族及び配偶者　７日間

(2) ２親等の血族及び１等親の姻族　５日間

(3) ３等親の血族及び２等親の姻族　３日間

（団体結成等）

第16条　学生が、学内において団体を結成しようとするときは、その責任者は団体結成・変更・解散承認願（様式第 10 号）を学生部に提出し、学長の承認を受けなけれ　ばならない。

2　団体の解散及び規約の改正、その他願出事項を変更しようとするときは、前項に準じ手続きをとらなければならない。

3　団体は、毎年５月末日までに役員及び部員名簿を学生部へ提出しなければならない。提出しないときは、解散したものとみなす。

4　前項の役員に異動が生じたときは、その都度届け出なければならない。

（集会）

第17条　学生が、学内において集会しようとするときは、責任者は開催日の３日前（学生大会の場合は１週間前）までに集会承認願（様式第 11 号）を学生部に提出し、　学長の承認を受けなければならない。

（学外活動）

第18条　学生が、本学の名を冠し、或いはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体に参加しようとするときは、学外活動承認願（様式第 12 号）を学生部へ提出し、学長の承認を受けなければならない。

（学内施設、物品の使用）

第19条　学生が、学内の施設、物品を使用しようとするときは、別に定める施設（物品）使用要領に従い、管理責任者の許可を受けなければならない。

（掲示）

第20条　学生が、学内において掲示しようとするときは、掲示物に責任者名を明記の

上学生部長の承認印を受け、所定の場所に行わねばならない。なお、掲示物の大きさは、原則として新聞全紙大以内とする。

２　掲示承認期間を経過したものは、責任者において速やかに撤去しなければならない。

３　前２項の規定に従わない掲示は、これを撤去することがある。

（印刷物の配布等）

第21条　印刷物の配布、立看板、その他広告類の提出についても、前条の規定を準用する。

（寄附募集、物品販売及び署名運動等）

第22条　学生が、学内において寄附の募集、物品の販売、署名運動、その他これに類する行為をしようとするときは、寄附募集（物品販売・署名運動等）願書（様式第13号）を学生部に提出し、学長の許可を受けなければならない。

（承認及び許可の取消）

第23条　この規程の定めるところにより、承認又は許可を受けた者が、その承認又は許可事項に違反したときは、これを取り消すことがある。

附　則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年３月14日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

保証人変更届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：
氏　　名：　　印

このたび下記の理由により、保証人を変更いたしましたのでお届けいたします。

記

新保証人
住　所
氏　名　　印

旧保証人
住　所
氏　名　　印

理　由

（注）新保証人の保証書を提出すること。

様式第1-1号（第２条関係）

保証人住所変更届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：
氏　　名：　　印

このたび下記のとおり保証人の住所を変更いたしましたのでお届けします。

記

保証人名	
新　住　所	
郵便番号（　　）	電話番号（　　－　　－　　）
旧　住　所	

様式第２号（第５条関係）

沖 縄 県 立 看 護 大 学

学　生　証

写真
縦 3.0
横 2.5

学 籍 番 号
学部・学科又は別科
平成　　年入学
氏　　名
生 年 月 日　　平成・昭和　年　月　日生

上記の者は本学の学生であることを証明する。
平成　　年　　月　　日発行
平成　　年　月まで有効
沖縄県那覇市与儀１－２４－１
発行者　　沖縄県立看護大学長

注　　意

１．学生は常に本証を携帯すること。
２．本証は本学職員の請求のある場合は必ず掲示すること。
３．本証を紛失した場合は直ちに、発行者に届け出て再交付受けること。
４．本証は新たな証明書の交付を受けたとき、又は卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは直ちに発行者に返付すること。
５．本証はＪＲ各社所定の身分証明書に代用する。
６．本証は他人に貸与又は譲渡しないこと。

図書館利用番号	

様式第３号（第９条関係）

住　所　届

（平成　　年　　月　　日提出）

<table>
<tr><td colspan="2">平成　　年度入学 看護学科・別科助産専攻</td><td>学籍番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="3">昭和
平成　　年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>ふりがな
現 住 所</td><td colspan="3">（同居先、アパート名等　　）（〒　　）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3">（呼出　　方）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（最寄停留所からの略図）</td></tr>
<tr><td colspan="4">・この届は学務課へ提出すること。
・住所を変更したときは、新しく住所届を作成し、住所変更届、学生証を添えて学務課へ提出すること。</td></tr>
</table>

様式第４号（第９条関係）

住　所　変　更　届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：
氏　　名：　　印

私は、このたび下記のとおり住所を変更いたしましたのでお届けします。

記

新　住　所	
郵便番号（　　）	電話番号（　　－　　－　　）
旧　住　所	

（注）学生証・住所届を添付すること。

様式第５号（第10条関係）

異　　動　　届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：
氏　　名：　　印
生年月日：　　年　　月　　日生

私は、このたび下記のとおり身分異動しましたのでお届けします。

記

身分異動の種類　　改正名、　本籍変更、　国籍変更、
その他（　　）

異動の年月日　　年　　月　　日

異動の内容

異動の理由

（注）１　「身分異動の種類」は、該当事項に○印で囲むこと。
２　改姓名の場合には、新旧姓名を「異動の内容」に記入すること。
３　戸籍謄（抄）本を提示すること。

様式５－２号

海　外　渡　航　届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

入学年度：平成　　年度
学部・大学院・別科
（○をつける）

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

下記のとおり海外渡航しますので、お届けします。

記

渡 航 先 （国名・都市名）	
渡航目的	
渡航期間	
日本での 緊急連絡先	
担当教員	印

様式第６号（第12条関係）

休　　学　　願

平成　　年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：

氏　　名　　印

現　住　所

保証人氏名　　印

保証人住所

私は、このたび下記の理由により休学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

１　休学の理由（下記から選択するほか、別紙に詳細に記入して下さい。）

ア．病気・けが等
イ．経済的理由
ウ．留学
エ．その他（　　）

２　休学の期間　　平成　　年　　月　　日より平成　　年　　月　　日まで

平成　　年　　月　　日受付

（別紙　1-1）

1．　休学願理由書

学籍番号：

学生氏名：

※ 休学許可通知の送付先　　住　所

電話番号

（別紙　1-2）

1．　学生指導（面談等）の経過報告

確認項目	面談の概要とその経過（注１）
学生本人との面談	
保証人との面談	年　月　日 面談内容：
これまでの休学期間 休学理由	年　月　日 ～　年　月　日 休学理由：
授業料納付の状況	
授業料減免の状況	
奨学金の受給状況	
単位修得の状況	
アルバイトの状況	
今後の対応 （支援の必要性等）	

（注１）各面談の詳細は必要に応じて別添とする

２．　年次部会長の所感

学生担当教員　　印　　印

年次部会長　　印

様式第７号（第13条関係）

復　学　願

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：

氏　　名　　印

現　住　所

保証人氏名　　印

保証人住所

私は、　年　　月　　日から休学しておりますが、このたびその理由が消滅しました。つきましては、下記のとおり復学したいので御許可くださるようお願いいたします。

記

復　学　期　日　　年　　月　　日

（注）病気休学者が復学する場合には、医師の診断書を添付すること。

学生担当教員認印
学生担当 教員氏名　　印

平成　年　月　日受付

様式第８号（第14条関係）

退　学　願

平成　　年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度
学籍番号：

氏　　名　　印

現　住　所

保証人氏名　　印

保証人住所

私は、このたび下記の理由により退学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

１　退学の理由（下記から選択するほか、別紙に詳細に記入して下さい。）

ア．　進路変更
イ．　経済的理由
ウ．　その他（　　）

平成　　年　　月　　日受付

（別紙）

１．退学願理由書

学籍番号：　　学生氏名：

※退学許可通知の送付先　　住　　所

電話番号

２．学生担当教員の所感

学生担当教員　　印

印

面接年月日　　年　　月　　日

年次部会長　　印

様式第９号（第15条関係）

欠　　席　　届

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　殿

看護学科・別科助産専攻(○をつける)

入学年度：平成　　年度

学籍番号：

氏　　名　　印

私は、次のとおり欠席します（した）ので、お届けします。

１　期　間

平成　　年　　月　　日（　　）から

平成　　年　　月　　日（　　）まで　　日間

２　理　由

様式第10号（第16条関係）

団体結成・変更・解散承認願

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度

責 任 者：　　印

下記のとおり学内団体を結成・変更・解散したいので、御承認くださるようお願いいたします。

記

団 体 の 名 称

規　　約　　別紙のとおり

会　　員　　名　　別添名簿のとおり　　名

役　　員　　名　　別添名簿のとおり　　名

顧　　問　　名

その他参考事項

（注）　規約、役員及び会員名簿を別に添付のこと。

様式第11号（第17条関係）

集会承認願

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度

責 任 者：　　印

下記のとおり学内集会を開催したいので、御承認くださるようお願いいたします。

記

集 会 名 称

主 催 団 体 名

集 会 日 時　　年　　月　　日　自　　時　　分　至　　時　　分

集 会 場 所

集会者の範囲
及び予定人員

行 事 内 容

様式第12号（第18条関係）

学外活動承認願

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度

責 任 者：　　印

下記のとおり学外活動をしたいので、御承認くださるようお願いいたします。

記

行事の種類

主催団体名

日　　時

場　　所

参 加 人 員

行事の内容

様式第13号（第22条関係）

寄附募集（物品販売、署名運動等）願書

年　　月　　日

沖縄県立看護大学長　　殿

看護学科・別科助産専攻（○をつける）
入学年度：平成　　年度

責 任 者：　　印

下記のとおり学内において　　を行いたいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

主催団体名

期　　間

場　　所

目　　的

対　象　者

内 容 及 び
添 付 書 類

そ　の　他

（６）沖縄県立看護大学学生健康管理規程

（平成13年１月17日教授会決定）

（ 目的 ）

第１条　この規程は沖縄県立看護大学学則第 58　条の規定に基づき学生の健康管理に関し必要な事項を定め、学生の健康保持を図ることにより、教育の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（ 校医・健康管理担当者及び健康管理 ）

第２条　本学に校医及び健康管理担当者をおき、学生の健康管理は、校医と健康管理担当者が協力して、これにあたるものとする。

２　校医は、沖縄県立病院等の医師に委嘱する。

３　校医は、学生の健康管理の計画立案等に参与し、学生の健康について必要な指導助言を行う。

４　健康管理担当者は、保健業務嘱託員をもって充てる。

５　健康管理担当者は、次の業務を担当する。

(1)　健康診断の企画立案、実施及び事後処理に関すること。

(2)　学生の健康相談及び指導に関すること。

(3)　学生の感染予防に関すること。

(4)　救急処置に関すること。

(5)　保健統計に関すること。

(6)　その他必要な事項。

（ 健康診断・記録 ）

第３条　定期健康診断は年１回学生に実施する。検査項目は次のとおりとする。

(1)　胸部Ｘ線間接撮影

(2)　検尿（糖・蛋白・潜血反応）

(3)　血液検査（Ｈｂ・ＲＢＣ・ＷＢＣ）

(4)　一般計測（身長・体重・視力・聴力・血圧測定）

(5)　その他学長が必要と認めた事項

２　臨時健康診断は伝染病予防の目的をもって学生全員もしくは、一部のものについて必要に応じて実施する。

３　健康管理担当者は学生の健康管理のために、健康記録カードを作成し健康診断の結果及び在学中の健康状況を記録するものとする。

（ 事後処理 ）

第４条　学長は、定期健康診断及び臨時健康診断の結果に基づき必要と認める場合は、当該学生に対し、次の指示を行うものとする。

生活規制の面

A　要休養　：授業を休む必要がある

B　要軽業　：授業の出席に制限を加える必要がある

（夜間実習及び体育の禁止等）

C　要注意　：再検査および継続管理の必要がある

２　前項により指示をうけた者は、これに従わなければならない。

３　学長は、長期にわたり療養を要する者又は病状に応じて入院を必要とする者で、修学が不適当と認められる者に対し、必要な期間休学を命ずることができる。

４　健康管理担当者は、要軽業、要注意者に対して必要に応じて再検査をうながし、また保健指導を行うなどの継続管理につとめること。

（ 予防 ）

第５条　学生は日頃の健康管理に十分注意を払い、健康を保持するよう努めなければならない。

２　学長は、伝染病流行時には、校医と相談の上、学校保健法に基づく必要な措置を行うほか、一般的な予防方法の励行及び予防接種の理解等を図る。

３　健康管理担当者は、保健統計等を作成し、健康管理の資料とするよう心掛けること。

（ 届け出及び処置 ）

第６条　学生は健康に異常がある時は、すみやかに学生担当教員又は健康管理担当者に届け出なければならない。

２　健康管理担当者は、前項に基づく届けを受けたとき又は、学生の健康に異常所見が認められる場合は必要に応じ、校医と協議の上、適切な処置を行うものとする。

附　則

この規程は、平成13年１月17日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成18年2月１5日から適用する。

（７）沖縄県立看護大学附属図書館運営規程

平成 11 年２月 24 日
大学設置準備委員会議決

（趣旨）

第１条　この規程は、沖縄県立看護大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第２条　附属図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。

(1)　開館時間

月曜日から金曜日	通常期間	午前８時３０分から午後９時
	春季・夏季・冬季休業期間	午前８時３０分から午後５時
土曜日・日曜日		午前１１時から午後７時

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日、開学記念日、慰霊の日及び年末年始（12 月 28 日から翌年１月４日まで）は休館日とする。

(3)　蔵書の整理、点検、その他附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合はあらかじめ公示して休館することがある。

２　前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更及び休館又は開館することができる。

（図書の種別）

第３条　図書その他の資料（以下「図書」という。）の種別は、次のとおりとする。

(1)　一般図書

(2)　特定図書

ア　参考図書（辞書、事典、年鑑等）

イ　指定図書（教員の推薦図書）

ウ　逐次刊行物（雑誌等）

エ　寄贈図書（学位論文等）

オ　視聴覚資料（録音資料、映像資料等）

カ　機械可読資料（ＣＤ－ＲＯＭ等）

キ　その他の資料

(3)　貴重図書

（利用区分）

第４条　附属図書館の利用を次のとおり区分する。

(1)　図書の利用

ア　閲覧

イ　貸出

ウ　複写

(2)　参考業務

(3)　情報検索

(4)　相互利用

(5)　視聴覚施設・設備の利用

（利用者の範囲）

第５条　附属図書館を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　本学の教職員（非常勤を含む。以下同じ。）

(2)　本学の大学院生

(3)　本学の学部学生（研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人特別学生を含む。以下同じ。）

(4)　別科助産専攻学生

(5)　前４号以外の者で所定の手続きを経て館長の許可を受けた者（以下学外者という。）

２　学外者の範囲及びその利用について必要な事項は、別に定める。

（閲覧心得）

第６条　図書の閲覧は、所定の閲覧室で行うものとする。

２　附属図書館の利用者は、館内では静粛を保ち、音読、雑談、飲食、喫煙、その他、他人の閲覧の妨げとなる行為をしてはならない。

３　視聴覚資料（ＤＶＤ・ビデオ・ＣＤ・カセットテープ等）は、受付カウンターで、ヘッドホーンを受け取りＡＶコーナを利用することができる。

（書庫の図書の閲覧）

第７条　本学の教職員及び館長の許可を受けた者は、書庫内に入り、図書を閲覧することができる。ただし、貴重図書については、附属図書館職員の立会いを求めなければならない。

（利用者カード）

第８条　利用者に対して利用者カードを交付する。

２　利用者は入館の際、利用者カードを提示しなければならない。

３　教職員、大学院生、学部学生、別科助産専攻学生の利用者カードの有効期間は、

在職又は在籍している期間とする。

４　利用者カードは他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

５　利用者は、利用者カードを紛失したとき又は学外利用者登録事項の変更があったときは、速やかに館長に届けなければならない。

（貸出手続）

第９条　図書を貸出する際は、当該図書及び利用者カードを提出するものとする。

（貸出の期間及び冊数）

第 10 条　貸出図書の期間及び冊数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　本学の教職員　　１人２０冊以内　期間８週間以内

(2)　本学の大学院生　　１人１０冊以内　期間４週間以内

(3)　本学の学部学生　　１人　５冊以内　期間２週間以内

(4)　別科助産専攻学生　１人　５冊以内　期間２週間以内

(5)　学外者　　１人　２冊以内　期間２週間以内

２　図書を引き続いて貸出しようとするときは、当該図書の利用の予約がない場合に限り２週間以内延長することができる。

３　館長は、次の各号に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず図書の貸出冊数を増加し、又は貸出期間を延長することができる。

(1)　夏期休業、冬季休業及び春期休業の期間

(2)　その他館長が必要と認めるとき

（長期特別貸出）

第 11 条　教員は、研究費で購入した図書を長期貸出することができる。

２　貸出期間は、教員の退官又は転任のときまでとする。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（貸出の制限）

第 12 条　次に掲げる図書は、貸出することができない。

(1)　参考図書

(2)　機械可読資料

(3)　貴重図書

(4)　逐次刊行物（製本雑誌、紀要類を含む。）

(5)　視聴覚資料

(6)　禁帯出資料

（図書の転貸の禁止）

第 13 条　貸出した図書を転貸してはならない。

（図書の返却）

第 14 条　利用者は、貸出期間を守って図書を返却しなければならない。

２　教職員の転・退職、学生の休・退学及び卒業時には貸出図書を直ちに返却しなければならない。

３　蔵書の点検、整理を行うために必要なとき、その他館長が必要と認めた場合は返却期間内にあっても返却しなければならない。

（複写）

第 15 条　図書を複写しようとする者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の適法な範囲内で複写を行わなければならない。

２　当館所蔵資料等の複写については、別に定める「沖縄県立看護大学附属図書館複写申込書」により申し込み、複写する。

３　国立国会図書館等から借用した資料で複写を制限している資料は、当該館の意向に留意し複写禁止又は複写可能な場合当館職員（又は委託を受けた団体）が複写を行うものとする。

（参考業務）

第 16 条　附属図書館の利用者は、教育・研究及び学習のため、図書の利用について相談し、図書の所在調査及び事項調査を依頼することができる。

（情報の検索）

第 17 条　附属図書館の利用者は、学術に関する調査研究のため、附属図書館に設置する端末機を利用して情報を検索することができる。

（相互利用）

第 18 条　附属図書館の利用者は、他大学図書館等（以下「相手館」という。）との相互利用により、相手館の所蔵する図書の利用を申し込むことができる。

２　相手館からの相互利用の申し込みは、本学の教育研究に支障のない範囲で応ずるものとする。

３　前２項に要する経費は利用者の負担とする。

（視聴覚施設・設備の利用）

第 19 条　視聴覚室及び視聴覚ブースを利用しようとする者は、所定の手続きをしなければならない。

２　視聴覚施設・設備の利用については、館長が別に定める。

（損害賠償）

第 20 条　附属図書館の施設及び設備に損害を与えたり、図書を紛失及び汚損してはならない。万一、図書を紛失あるいは著しく損傷した者は同一図書又はそれに相当する図書を弁償しなければならない。

（利用の停止等）

第 21 条　館長は、この規則に違反した者に対し、附属図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

（寄贈又は寄託）

第22条　附属図書館は、図書の寄贈又は寄託を受けることができる。

２　寄贈図書は寄贈者の氏名を記載して、これを記念する。

３　寄贈図書で館長が必要と認めるときは、寄贈者を記念する文庫名を付して、これを別に保管することができる。

４　寄贈及び寄託された図書は特別の指定条件がない限り、附属図書館が所蔵する図書と同一の取り扱いとする。

５　寄贈図書の受入基準について必要な事項は、別に定める。

（蔵書点検及び図書の廃棄）

第23条　附属図書館は、毎年１回蔵書の点検を行うものとする。

２　利用に耐えないと認められる図書は、所定の手続きを経て廃棄することができる。

３　廃棄基準に関しては、別に定める。

（学習研究室の利用心得）

第24条　学習研究室は３時間を単位としてグループで利用することができる。

２　前項の利用者は、学習研究室利用申込書に必要事項を記入し係員に提出するものとする。

（雑則）

第25条　この規程に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て館長が定める。

附　則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成11年12月20日から施行する。

附　則

この規程は、平成12年５月24日から施行する。

附　則

この規程は、平成13年７月25日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年３月19日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年３月17日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年５月26日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年６月 17 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。